

伊予市過疎地域自立促進計画

(平成 28 年度～32 年度)

【平成 28 年 5 月改訂】

【平成 28 年 11 月改訂】

【平成 29 年 5 月改訂】

【平成 30 年 3 月改訂】

【平成 31 年 3 月改訂】

【令和 元年 6 月改訂】

【令和 元年 7 月改訂】

【令和 2 年 3 月改訂】

愛媛県伊予市

目 次

1 基本的な事項	
(1) 市の概況	1
ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要	1
(ア) 自然的条件	1
(イ) 歴史的条件	1
(ウ) 社会的・経済的条件	2
イ 過疎の状況	3
ウ 市の社会経済的発展の方向の概要	3
(2) 人口及び産業の推移と動向	4
ア 人口の推移と今後の見直し	4
イ 産業の推移と今後の動向	7
(3) 行財政の状況	8
(4) 地域の自立促進の基本方針	10
(5) 計画期間	11
(6) 公共施設等総合管理計画との整合	11
2 産業の振興	
(1) 現況と問題点	13
ア 農業	13
イ 林業	14
ウ 漁業	14
エ 商業	14
オ 工業	15
カ 観光及びレクリエーション	15
(2) その対策	16
ア 農業	16
イ 林業	17
ウ 漁業	18
エ 商業	19
オ 工業	19
カ 観光及びレクリエーション	20
(3) 計画	21
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	23
ア 農林業	23
イ 漁業	23
ウ 商業	23
エ 観光及びレクリエーション	23
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
(1) 現況と問題点	24
ア 道路・交通網	24
イ 情報化	24
ウ 地域間交流	25
(2) その対策	25
ア 道路・交通網	25
イ 情報化	26
ウ 地域間交流	26
(3) 計画	27
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	28
4 生活環境の整備	
(1) 現況と問題点	29
ア 上水道・下水道	29
イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等	29
ウ 消防防災	30
エ その他	30
(2) その対策	31
ア 上水道・下水道	31
イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等	31
ウ 消防防災	32
エ その他	33
(3) 計画	34
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	36
ア 上水道・下水道	36
イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等	36
ウ 消防防災	36
エ その他	36
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
(1) 現況と問題点	37
(2) その対策	38
(3) 計画	40
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	41
6 医療の確保	
(1) 現況と問題点	42
(2) その対策	42
(3) 公共施設等総合管理計画との整合	42
7 教育の振興	
(1) 現況と問題点	43
ア 幼児教育	43
イ 学校教育	43
ウ 社会教育	44
(2) その対策	44
(3) 計画	46
(4) 公共施設等総合管理計画との整合	46
8 地域文化の振興等	
(1) 現況と問題点	47
(2) その対策	47
9 集落の整備	
(1) 現況と問題点	48
(2) その対策	48
(3) 計画	49

1 基本的な事項

(1) 市の概況

ア 自然的・歴史的・社会的・経済的諸条件の概要

(ア) 自然的条件

本市は、愛媛県のほぼ中央部、県都の松山市から南西11kmに位置し、北は伊予郡松前町、東は伊予郡砥部町、南は喜多郡内子町、西南は大洲市に隣接している。東西に23km、南北に21kmの広がりを持ち、面積は194.44km²である。

北部は、道後平野の南端を占める平地であり、西部は瀬戸内海に面した沿岸地域、東南部は標高500～600m、高い所では900m前後の四国山地に連なる山々が続き、多様な姿を見せている。

平成26年度の気象条件は、

●市の位置

年間平均気温16.4度、年間

最高気温は36.8度、年間最

低気温はマイナス1.8度、年

間降水量は1,418mm程度であ

り、沿岸地域では1年を通じ

て温暖・少雨という典型的

な瀬戸内式気候に属するも

の、山間部では、最低気

温が氷点下を記録するなど

寒暖の差が大きい盆地の特

性を持っており、冬季には

数回の積雪を見ることもあ

る。

地形及び地質は、西南日本

を横断する中央構造線が東西

に横断し、地質も脆弱である。



集落は、平地部に人口集中地区が見られるほか、谷筋と海岸線に沿って形成されている。

(イ) 歴史的条件

本市は、人々の生活圏が行政区域を越えて拡大するなか、もともと歴史的な交流が深く、日常的な往来も活発であった伊予市・中山町・双海町の1市2町が、平成17年4月1日に新設対等合併をして誕生した。

旧伊予市(伊予地域)は、道後平野の南西部に位置し、海に近く山々がそびえ、地方を治めるのに最も適した土地であったことから、中央政権を執る大和朝廷と九州を結ぶ格好の寄港地となり、早くから多くの人々が住み着いていた。藩政時代には、郡中海岸は大洲藩の米の積み出し港とし

て整備され、この地域の物産集散地として、また、県外とも商業的に結ばれ、著しく活況を呈した。明治時代になり封建制度が撤廃されると、船舶の出入りは一層活発になったが、戦後、松山港が整備され、また、トラック輸送など陸上交通の発達に伴い、近年ではその利用も減少している。

旧中山町(中山地域)は、藩政時代、宿場町として商業を中心とする産業で栄えていた。また、「中山栗」の栽培、生産が活発になったのもこの頃からである。明治末期、四国南西地域の動脈として旧国道が整備され、栗と養蚕、木炭などの生産地として、中山間農林地域の特性を生かした特色ある農村を形成するとともに、近隣の鉱山等の地下資源開発に伴い、その主要中継地として名声を高めた。しかし、高度経済成長とともに深刻化した過疎問題等によって、農村社会の構造・体質は大きく変貌を遂げている。

旧双海町(双海地域)は、藩政時代から農林漁業が盛んであり、農業においては養蚕・製蠶・木炭・畜産が繁栄を極めたが、産業革命などの影響で次々と衰退した。戦後は温州みかんが植えられ、基幹作物に成長したが、現在は高付加価値農業を目指してみかんのハウス栽培が行われている。漁業は、藩政時代に開発された魚場を利用して地引き網が盛んであったが、漁船の機械化や漁法の近代化により沖合漁業が活発に展開されている。その本拠地となる豊田漁港と上灘漁港は、漁港整備計画に基づき整備されているが、近年、魚の乱獲や海の汚染により漁獲が減少している。

●旧市町の変遷

旧伊予市 (伊予地域)	明治23年：市町村制実施により南山崎村・北山崎村・郡中町・郡中村・南伊予村が誕生 昭和15年：郡中町と郡中村が合併し郡中町が誕生 昭和30年：南山崎村・北山崎村・郡中町・南伊予村が合併し伊予市が誕生 昭和33年：中山町大字佐礼谷の一部平岡を編入し、鵜ノ崎の一部を砥部町へ編入
旧中山町 (中山地域)	明治23年：市町村制実施により中山村・出淵村・佐礼谷村が誕生 明治40年：中山村と出淵村が合併し中山村が誕生 大正14年：町制を施行し中山町が誕生 昭和4年：広田村大字栗田を編入 昭和30年：中山町と佐礼谷村が合併し中山町が誕生 昭和33年：大字佐礼谷の一部平岡を伊予市へ編入
旧双海町 (双海地域)	明治23年：市町村制実施により上灘村、下灘村が誕生 明治41年：石畠村が下灘村から分離して満穂村（現内子町）へ編入 大正10年：上灘村が町制を施行し上灘町が誕生 昭和30年：上灘町と下灘村が合併して双海町が誕生

(ウ) 社会的・経済的条件

本市は、松山経済圏にあることから、社会的には、交通網や情報通信網の整備とともに、住民生活における生活・交流圏の広域化や生活様式の多様化が進み、経済的には、県都松山市近郊であるという立地条件を活かした波及効果が期待される。

平成24年所得調査による市内総生産は、1,166億円となっており、その構成比は第1次産業

4.9%・第2次産業33.4%・第3次産業61.7%である。

一方、平成22年国勢調査による産業別就業人口の18,477人を見てみると、第1次産業16%・第2次産業26%・第3次産業58%となっている。

本市は、昭和35年国勢調査の第1次産業就業比率が52%で、もともと第1次産業を中心に栄えていたが、これらの数字が示すとおり、農林水産物の価格低迷・国際化の進展・就業者の高齢化・若者の就業離れ等で大きく減少し、第1次産業の衰退とともに産業構造の変化が著しい。

松山市などの消費地を近くに控えていることから、本市のまちづくり計画に基づく地産地消や食育を推進し、第1次産業の興隆による産業振興、情報化時代に対応した新しいビジネスの起業等、あらゆる可能性を追求しながら経済的発展と地域の自立を目指している。

イ 過疎の状況

過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項の規定により、旧中山町及び旧双海町は、過疎地域の指定を受けており、両町と伊予市が合併したことで、同法第33条第1項(市町村の廃置分合等があつた場合の特例)に基づき旧伊予市を含めた新「伊予市」全域が過疎地域となる、いわゆる「みなし過疎」の指定となつた。平成22年4月1日には改正過疎法の施行により、引き続き同法第33条第1項の規定による「みなし過疎」の適用を受けたところである。

昭和30年、昭和の大合併により旧伊予市、中山町及び双海町は発足した。その当時の人口は50,810人であったが、その後、昭和55年に42,842人となり、平成17年には39,493人となっている。

こうした人口の減少は、地域に超高齢化・自然減の増大・若者の流出など様々な課題を投げかけている。特に若者の流出は、地域生産力の弱体化や担い手不足など地域活力の低下を生み出し、地域社会の崩壊を招くひとつの大きな要素となっている。

これらの課題に対処するため、新市建設計画・第1次総合計画・過疎地域自立促進計画に基づき、地域経済の原動力である農林水産業を中心とした産業の振興と自然と調和した健康で文化的な生活基盤の整備を基本として、過疎対策と地域活性化の実現に向け、種々の施策を講じてきた。

その結果、地域振興の根幹を成す交通通信体系の整備をはじめ、産業面での生産基盤・流通施設・近代化施設の整備、保健医療地域福祉の充実、地域資源を活用した都市との交流施設の整備が順調に展開され、自立した地域社会の形成に一定の成果を上げてきたと言える。

しかしながら、高齢化の進行と人口の流出は、ますます深刻化し、こうした局面を踏まえた上で、今後、更に新たな視点に立ち、地域独自の気候や風土から生まれ育まれた産業・文化、即ち「その土地の持っている可能性」と「地域資源」を引き出し、農業農村の公益的機能を發揮しつつ、美しく風格ある地域・社会づくりの条件整備とシステムの再構築を進める必要がある。

ウ 市の社会経済的発展の方向の概要

本市の基幹産業であった第1次産業は、農山漁村を取り巻く環境の変容に伴い、総生産額・就業人口ともに第2次・第3次産業へ依存する形態に変化してきた。この変化は、この地域特有のものではなく、日本全国で同様の形態が見られるもので、今後より一層、産業基盤の強化と魅力や活力に富む地域社会の構築が重要課題となっている。そのため本市は、市独自の施策はもとより、国・県

の推進する広域的・総合的な施策とのタイアップにより、地域特性に応じた適正な役割を担い、相互に補完・連携し合いながら総合的な発展を図る必要がある。

また、本市は、県都松山市の近郊という立地条件を最大限に発揮し、四国縦貫自動車道伊予インター・インターチェンジ、国道56号・378号、伊予鉄道郡中線、中山・双海の両地域に延びるJR予讃線など利便性の高い交通ネットワークを活用して、農林水産物の供給・交流拠点・地域間の交流等にその発展の可能性が大である。

伊予灘の碧・栗林の翠・夕日の茜の3つの色を持つ「まち」が合併した伊予市は、松山近郊の田園から瀬戸内の美しい海岸や秦皇山をはじめとする緑豊かな山々の多様な自然環境が整う中で、地域が受け継いできた固有の文化や資源を尊重しながら、それらをうまく融合させることで、今後、魅力は増大し、ますますの発展が期待されている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

昭和30年、昭和の大合併により旧伊予市・中山町及び双海町は発足した。その当時の人口は、伊予市30,031人・中山町10,111人・双海町10,668人・合計50,810人であったが、その後旧中山・双海町では急速な過疎化が進行し、平成22年の国勢調査では、伊予地域30,069人・中山地域3,534人・双海地域4,414人・合計38,017人となり、中山・双海両地域は町発足時から半減以下という厳しい状況にある。昭和30年から平成22年までの55年間で見てみると、伊予地域は、+0.1%と若干の増加となっているものの、中山地域は65.0%、双海地域は58.6%と減少幅が大きく、全体では25.2%の減となっている。

年齢別人口の推移を見てみると、全域において年少人口及び生産年齢人口の減少が目立ち、特に若者の農村離れと少子化が相乗して年少人口は、昭和35年の16,566人から平成22年には4,927人と当時の3割弱にまで減少しており、また、若年者数は、昭和35年に11,015人であったものが、平成22年には5,134人と約半数に落ち込んでいる。

一方、老人人口は、増加の一途にあり、昭和35年の3,746人から平成22年には10,558人と3倍近くにまで急増している。

また、地域活力の指標である若年者比率は22.4%から13.0%に減少し、反対に高齢者比率は7.6%から27.8%へと増加し、逆転現象をおこしている。

この現象を市域単位で見てみると、どの地域でも同様の傾向で、伊予地域の昭和35年の年少人口が9,586人であったのに対し、平成22年には4,257人と半減し少子化現象を顕著に物語っている。また、若年者比率は14.3%と平成7年までの増加傾向から減少傾向に転じている。一方、高齢者人口は、2,190人であったものが、7,402人と3倍超に激増し、高齢者比率は24.6%となっている。

この現象は周辺部において特に顕著で、旧中山町の昭和35年の年少人口は、3,505人であったが、平成22年には284人と1割弱にまで減少し、若年者比率も9.4%と減少し続けている。一方、高齢者数は、740人から1,463人と倍増し、高齢者比率が41.4%となるなど深刻な状況にある。旧双海町でも同じように、年少人口は、昭和35年の1,352人から平成22年には386人と3割弱に減少、高齢者人口は、1,085人から1,693人と約56%増加し、若年者比率が11.3%と大きく下がる一方、高齢者比率は、

38.5%と高い数値となっている。

今後、従来の社会減に加えて、自然減がますます進展していく現況下にあって、若年者を含む生産年齢人口は減少傾向となり、平成22年では59.2%であるが、平成52年には51.3%となる見込みである。一方高齢化率は今後もますます増加すると予想され、平成52年には、対平成22年比のプラス11.1%、実に4割近くの人口が65歳以上となると推定している。その人口構成に多くの問題を抱えることが予想される。今後も少子高齢化が一段と進むと予測される。急激な人口の増加は困難であると思われ、若者の定住化対策の強化・就業環境の整備や産業基盤の活性化などによる内発力を高め、U・J・Iターンを主とする外部からの人口吸引を誘発することによって、地域社会の維持発展に努めて行くことが極めて重要である。

表1-1(1)人口の推移(国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数
総数	人 49,106	人 45,526	% △7.3	人 42,612	% △6.4	人 41,537	% △2.5	人 42,842	% 3.1	
0歳～14歳	16,566	13,065	△21.1	10,640	△18.6	9,601	△9.8	9,402	△2.1	
15歳～64歳	28,794	28,543	△0.9	27,595	△3.3	27,072	△1.9	27,873	3.0	
うち15歳～ 29歳(a)	11,015	10,269	△6.8	9,496	△7.5	8,893	△6.4	8,248	△7.3	
65歳以上 (b)	3,746	3,918	4.6	4,377	11.7	4,863	11.1	5,564	14.4	
(a)/総数 若年者比率	% 22.4	% 22.6	—	% 22.3	—	% 21.4	—	% 19.3	—	
(b)/総数 高齢者比率	% 7.6	% 8.6	—	% 10.3	—	% 11.7	—	% 13.0	—	

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率								
総数	人 42,306	% △1.2	人 41,516	% △1.9	人 41,064	% △1.1	人 40,505	% △1.4	人 39,493	% △2.5
0歳～14歳	8,699	△7.5	7,506	△13.7	6,587	△12.2	6,008	△8.8	5,404	△11.2
15歳～64歳	27,391	△1.7	26,745	△2.4	25,971	△2.9	25,002	△3.7	23,904	△4.6
うち15歳～ 29歳(a)	7,433	△9.9	7,153	△3.8	7,136	△0.2	6,747	△5.5	5,941	△13.5
65歳以上 (b)	6,216	11.8	7,262	16.8	8,506	17.1	9,481	11.5	10,185	6.9
(a)/総数 若年者比率	% 17.6	—	% 17.2	—	% 17.4	—	% 16.7	—	% 15.0	—
(b)/総数 高齢者比率	% 14.7	—	% 17.5	—	% 20.7	—	% 23.4	—	% 25.8	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 38,017	% △3.7

0歳～14歳	4,927	△8.8
15歳～64歳	22,506	△5.8
15歳～ 29歳(a)	5,134	△17.1
65歳以上 (b)	10,558	3.7
(a)/総数 若年者比率	%	—
(b)/総数 高齢者比率	%	—
	13.0	
	27.8	

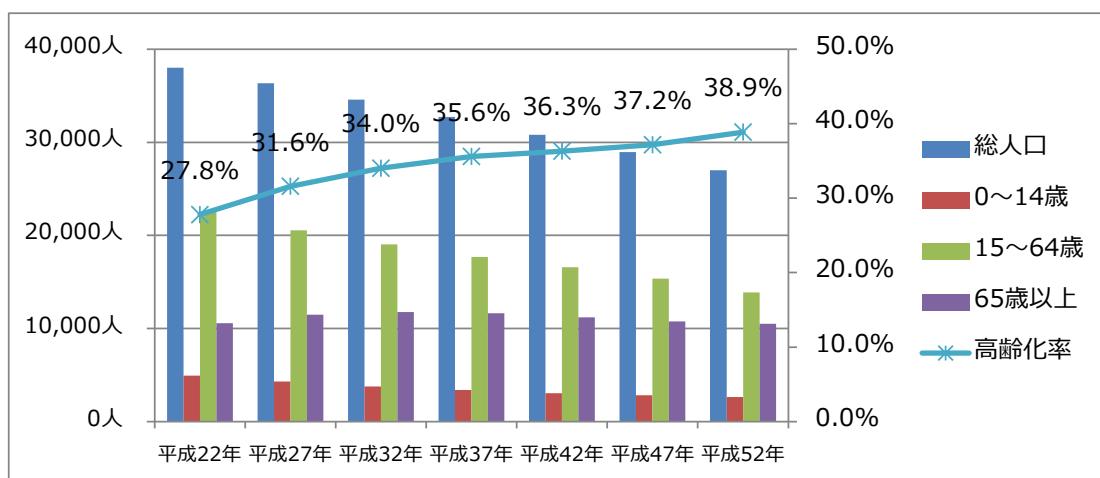
※総数には年齢不詳を含む

表1-1(2)人口の推移(住民基本台帳)

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	増減率	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 41,721	—	人 40,909	—	% △1.9	人 39,540	—	% △3.3
男	19,633	% 47.1	19,259	% 47.1	—	18,562	% 46.9	—
女	22,088	% 52.9	21,650	% 52.9	—	20,978	% 53.1	—

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 38,531	—	% △2.6	人 38,251	—	% △0.7	
男 (外国人住民除く)	18,107	% 47.0	—	17,977	% 47.0	—	
女 (外国人住民除く)	20,424	% 53.0	—	20,274	% 53.0	—	
参考	男 (外国人住民)	44	21.6	—	52	26.9	18.2
	女 (外国人住民)	160	78.4	—	141	73.1	△11.9

表1-1(3)将来人口予測(男女・年齢階級別データ 「日本の地域別将来推計人口」)



イ 産業の推移と今後の動向

産業別就業者数を見てみると、昭和35年では、第1次産業11,615人・第2次産業4,437人・第3次産業6,278人と第1次産業の占める割合が最も大きかったが、平成22年には第1次産業が2,945人と4分の1程度に減少し、第3次産業が6,278人であったものが、平成22年には10,600人に増加し、全体に占める割合が57.3%と最も高い比率を占めるようになった。

こうした産業構造の変化は、高度経済成長期を経た昭和50年頃から現れており、年々第1次産業から第2次・第3次産業の割合が増加し、既に平成12年には第3次産業の占める割合が約50%となっていた。同様に生産額でも、平成23年の第1次産業生産が2.7%に対し、第2次産業が49.1%、第3次産業が48.2%と、就業体系・生産額ともに第2次・第3次産業に大きく依存するようになっている。

これらのことことが農業農村の衰退・低迷と若者の地域外流出に密接にかかわっていると言え、特にこれといった企業を抱えず雇用の場に乏しい中山間地域の中山・双海地域が、過疎化へ進行したものと関連付けられる。

また、平成22年国勢調査による就業人口における第1次産業の割合は、中山地域36.0%・双海地域31.8%で年々減少傾向にあるものの、県下平均の8.0%を大きく上回っている。

人口の年齢別構造からして、高齢者が第1次産業に大きく依存していることが顕著である。

所得調査における生産額も、中山・双海地域ともに低く、経済的に厳しい状況にあるが、地域性・立地条件などから今後とも第1次産業に依存した構造は続くものと思われ、第1次産業の振興なくしては豊かで活力あるまちづくりは望めない。

これまで、数次の過疎対策により、基盤条件整備や地域間交流等による農村活性化施策を行い、一定の成果を上げてきた。しかし、まだまだ十分な効果が得られたとは言えず、合併によってさらに地域が取り残され、ますます過疎化が進行する懸念も抱えているなど、今後の取組が極めて重要と考える。

これまで進めてきた過疎地域自立促進計画を承継しながら、旧来から地域経済を支えてきた第1次産業の振興を軸とし、第2次・第3次産業と有機的に連携する交流施設や流通施設を整備するなど、総合的な産業振興を図るものとする。

表1－1(4)産業別人口の動向（国勢調査）

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 22,333	人 21,775	% △2.5	人 22,399	% 2.9	人 21,040	% △6.1	人 21,965	% 4.4		
第一次産業 就業人口比率	11,615	10,167	—	9,403	—	7,292	—	6,661	—		
第二次産業 就業人口比率	4,437	4,624	—	5,400	—	5,669	—	6,299	—		
第三次産業 就業人口比率	6,278	6,967	—	7,586	—	8,007	—	8,980	—		

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 21,554	% △1.9	人 21,226	% △1.5	人 21,379	% 0.7	人 20,544	% △3.9	人 19,846	% △3.4
第一次産業 就業人口比率	6,066	—	5,121	—	4,395	—	3,894	—	3,676	—
第二次産業 就業人口比率	6,251	—	6,539	—	6,842	—	6,434	—	5,393	—
第三次産業 就業人口比率	9,223	—	9,565	—	10,133	—	10,169	—	10,706	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	人 18,477	% △6.9
第一次産業 就業人口比率	2,945	—
第二次産業 就業人口比率	4,751	—
第三次産業 就業人口比率	10,600	—

※総数には分類不能の産業を含む

(3) 行財政の状況

本市は、人口減少に加え、大企業や商業集積地域がないなどの要因により財政基盤が弱く、平成25年度の財政力指数は0.42と類似団体の平均(0.41)を0.01ポイント上回るもの、県下の平均(0.43)を下回る状況で、各種事業及び地域振興施策の推進には国庫及び県費補助や地方債に依存するところが大である。

こうした財政事情の下、産業基盤の整備・道路交通網の整備・生活環境の整備・福祉の増進・教育の振興など各種の地域振興施策の推進に努め、これまで一定の成果を上げてきたが、一方ではこれら公共投資により地方債残高が増加するとともに、社会保障関係経費の増加で経常収支比率が押し上げられており、財政の硬直化が進んでいる。

さらには、自主財源の乏しい中で収入の3割を占める地方交付税が合併算定替特例の終了に伴い大幅に減少することは免れない一方で、子育て支援・雇用創出・定住促進といった人口減少対策をはじめ、行政需要は拡大しており、財政運営に一段と厳しさが増すことは必至の状況となっている。

しかしながら、既に述べてきたとおりまだ地域の振興に対して十分な効果が得られたとは言えず、合併により周辺地域が取り残され、ますます過疎化が進行する現状からも、更なる取組が極めて重要である。

のことから本市では、行財政改革の更なる推進と住民自治による参画と協働の仕組みをさらに拡充していくとともに、地域間の均衡ある発展に配慮しながら、合併の効果と広域的・総合的な事業の

見直しにより、計画的・効率的な財政運営を推進し、総合計画及び建設計画並びに中長期財政計画とも整合を図りながら、健全な財政基盤の基に自立促進計画を推進していくこととする。

表1-2(1)財政の状況

(単位:千円)

区分	平成12年度	平成17年度	平成20年度	平成25年度	平成26年度
歳入総額 A	19,331,202	18,669,365	15,753,968	18,031,070	17,571,471
一般財源	13,509,473	10,985,744	10,880,723	10,842,694	10,975,810
国庫支出金	1,496,399	1,354,933	988,430	2,408,174	1,751,381
都道府県支出金	1,435,804	1,463,296	791,933	940,363	1,196,679
地方債	1,771,000	2,315,800	950,100	1,852,200	1,956,600
うち過疎債	1,091,700	219,500	155,200	245,400	192,700
その他	1,118,526	2,549,592	2,142,782	1,987,639	1,691,001
歳出総額 B	18,276,514	17,486,039	14,550,908	17,195,298	16,794,892
義務的経費	6,483,592	6,606,879	6,752,436	6,924,214	6,762,165
投資的経費	5,198,833	4,147,069	1,767,788	2,917,301	2,247,959
うち普通建設事業	5,063,720	3,572,935	1,766,582	2,901,775	2,236,310
その他	6,594,089	6,732,091	6,030,684	7,353,783	7,784,768
過疎対策事業費	1,703,684	646,355	169,202	589,861	225,087
歳入歳出差引額C(A-B)	1,054,688	1,183,326	1,203,060	835,772	776,579
翌年度へ繰越すべき財源D	352,891	130,634	377,462	193,167	181,809
実質収支 C-D	701,797	1,052,692	825,598	642,605	594,770
財政力指数	0.34	0.39	0.44	0.42	0.42
公債費負担比率	14.2	16.5	18.2	14.7	14.5
実質公債費比率	—	13.8	15.3	12.1	10.7
起債制限比率	10.3	9.5	9.4	7.6	3.1
経常収支比率	77.3	86.7	89.0	87.0	89.8
将来負担比率	—	—	115.6	50.9	48.6
地方債現在高	19,744,896	20,571,074	17,297,017	18,530,809	18,895,999

表1-2(2)主要公共施設等の整備状況

区分	昭和45年度 末	昭和55年度 末	平成2年度 末	平成12年度 末	平成22年度 末
市町村道					
改良率(%)	—	—	41.4	49.7	55.1
舗装率(%)	—	—	81.5	84.8	87.6
農道					
延長(m)	—	—	—	—	6,623
耕地1ha当たり農道延長(m)	—	—	96.0	88.1	—

林道					
延長(m)	—	—	—	—	81,779
林野1ha当たり林道延長(m)	—	—	10.4	6.9	—
水道普及率(%)	—	—	82.5	87.0	90.3
水洗化率(%)	—	—	5.9	29.8	61.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	—	—	13.3	12.5	9.5

区分	平成25年度末
市町村道	
改良率(%)	55.9
舗装率(%)	87.9
農道	
延長(m)	6,623
耕地1ha当たり農道延長(m)	—
林道	
延長(m)	82,259
林野1ha当たり林道延長(m)	—
水道普及率(%)	91.1
水洗化率(%)	66.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数(床)	9.7

(4) 地域の自立促進の基本方針

本市は、新市建設計画・第1次総合計画・過疎地域自立促進計画の下、少子高齢化・若者の人口流出・農林水産業の衰退など、様々な要因からくる過疎化対策のための各種施策に取り組んできた。

しかしながら、これまで続いてきた少子・高齢化、後継者不足、人口減少など深刻な過疎化に歯止めがかかるず、特に合併により周辺部となった地域の衰退が加速され、結果として市全体の活力が低下し、行政の負荷が重くなり、サービスの悪化へと連鎖することも懸念される。

こうしたことから、それぞれの地域で育んできた文化やまちづくりの実績、地域特性などを尊重し、これら地域資源を活用しながら、市域全体の均衡ある発展を図るため「まち・ひとともに育ち輝く伊予市」を基本目標に、持続可能な地域の自立促進に向けて、住民福祉の向上・雇用の拡大・地域間格差の是正及び美しく個性的な地域の形成のため、総合的かつ計画的な対策に取り組むこととする。

未来戦略1 3万人が住み続けられる環境をつくります

基本目標1 快適空間都市の創造

- 1-1 住みやすい都市空間づくり
- 1-2 人に優しい道路・交通体系づくり
- 1-3 情報化社会に対応した基盤づくり
- 1-4 安らぎのある住環境づくり

- 1－5 潤いのある水環境づくり
- 1－6 安全・安心に暮らせる災害に強いまちづくり

基本目標2 健康福祉都市の創造

- 2－1 次代を担う子供たちの育成支援
- 2－2 生涯にわたる健康づくり
- 2－3 健やかで生きがいの持てる高齢者福祉の実践
- 2－4 心の通った社会福祉の増進

基本目標3 生涯教育都市の創造

- 3－1 学校教育環境の整備・充実
- 3－2 誰もが平等な社会づくり
- 3－3 生涯にわたり学習できる環境づくり
- 3－4 誰もが楽しめるスポーツ・レクリエーションの振興
- 3－5 個性豊かな文化の振興

未来戦略2 3万人を支える産業を育てます

基本目標4 産業振興都市の創造

- 4－1 魅力ある農業の振興
- 4－2 持続的林業・水産業の振興
- 4－3 活力ある商業・工業の振興
- 4－4 賑わいのある観光の振興
- 4－5 食と食文化を活かしたまちづくり

未来戦略3 3万人の力を結集できる意識改革を行います

基本目標5 参画協働推進都市の創造

- 5－1 市民が主役のまちづくり
- 5－2 男女共同参画社会の実現
- 5－3 効率的で透明性の高い行政運営

(5) 計画期間

この過疎地域自立促進計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5箇年間とする。

(6) 公共施設等総合管理計画との整合

本市は、昭和40年代後半から平成に入るまでの期間に、建物系公共施設を集中して整備してきた。

昭和56年の新耐震基準以前に建築された施設は全体の42.4%を占めている。建築後30年を越える施設は、一般的に大規模改修が必要と言われており、公共施設にかかる課題として以下の点が挙げられる。

- ・ 施設の老朽化
- ・ 住民ニーズの変化
- ・ 財源の不足

施設の改修・更新にかかる将来コスト試算も踏まえ、基本方針は以下のとおりとする。

- ア 新規整備は原則として行わない
- イ 施設の複合化を検討し、ニーズに応じた機能の存続を図る
- ウ 将来の施設の更新費用を縮減する
- エ 計画的なインフラ資産管理を行い、費用負担の縮減及び平準化を図る

のことから、必要な施設整備に当たっては、既存の施設の活用や施設機能の複合化など、「新しく造ること」から「賢く使うこと」を重点的に検討することとする。

2 産業の振興

産業は、過疎地域の自立を促す上で最も大切な分野と捉え、本市の持つ恵まれた自然や豊富な農林水産物など地域に存在する優れた資源を見直し、それらを有効に活用しながら各種の産業を興起し、就業の場としての魅力を創出し、若年者の定住化を促進することを目的として、その振興策に取り組むものとする。

(1) 現況と問題点

ア 農業

平成22年の農家数は2,658戸、その内、専業農家は752戸、兼業農家は1,119戸であり、農家人口[販売農家]は6,406人である。

平成17年の農家数は2,865戸、その内、専業農家は730戸、兼業農家は1,439戸であり、農家人口[販売農家]は8,161人である。

また、平成22年の農業就業人口は2,617人であり、その年齢別構成を見てみると、15歳から29歳が35人(男28人・女7人) 1.3%、30歳から49歳が196人(男108人・女88人) 7.5%、50歳から64歳が770人(男383人・女387人) 29.4%、65歳以上が1,616人(男871人・女745人) 61.8%である。

平成17年から平成22年の農家数・農家人口の減少率を見てみると、農家数は7.2%、農家人口は21.5%である。農家数・農家人口ともに減少傾向にある。

農家数における兼業農家の割合は42.1%を占めており、農業者の兼業化は一定の落ち着きを見せている。

農業就業人口の15歳から29歳の割合は1.3%であり、農業への新規就農者は非常に少ない。農業後継者活動も少数・小規模で十分な活動ができない状況にあり、今後の担い手の確保に厳しい状況下にある。

農業就業人口全体から見て、65歳以上の割合が61.8%であるため、農業の高齢化が着実に進行している。

平成22年の土地利用は、山林原野が10,779haで、全体の6割を占め、農地は4,961haで約3割であるが、耕作放棄地は増加傾向にある。

伊予地域では、米麦を中心に、水田野菜や果樹が多く生産されている。また、中山・双海地域は典型的な中山間地域であり、中山間地の特性を活かしながら農林業を基幹産業としてきた。大部分が起伏の多い山腹や傾斜面を利用した畑地・谷間の棚田・狭あいな水田等、経営規模も小規模で経営形態も個別経営体が主体であるため、不効率で生産性が低い。

市内においても、高齢化や後継者不足、労働者不足による農地の維持・管理が課題となっている。代表的な作物は、温州みかん・温室みかん・デコポン・ビワ・キウイフルーツ・栗、林産物ではシイタケ、野菜類ではレタス・エダマメ・ソラマメ・トマト・キュウリ・ナスである。また、水田作物として、はだか麦は県内有数の産地でもある。近年では、中晩柑の戦略作物として、愛媛で誕生した愛媛果試第28号(紅まどんな)をはじめ、せとか・甘平などの高級柑橘が多く生産されている。

また、農産物加工場の設置や、農産物直販売所が市内各地で設置され、地域産物の有効利用、女性や高齢者の能力発揮の場ともなり、地域活性化の一翼を担っている。

地域特産物としては、びわ葉茶・地そばなどがあり、それぞれの地域が小規模ながらも生産者が一体となって特産物を活用した地域づくりに取り組んでいる。また、イチゴ・梨・ブルーベリー等の観光農園により、都市と農村の交流を図るグリーン・ツーリズムを進めている。

イ 林業

平成26年の林野面積は11,503haで、林野率は59%となっており、ほとんどが私有林である。

森林は、木材の供給という経済的機能のほか、水源涵養等の公益的機能と、最近特に注目を浴びている保健休養機能など多面的な機能を有しているが、近年の建築様式の変化や外材依存の供給体制・林業労働力の激減や林業経営費の高騰等により、豊富な森林資源が活用されていないのが現状である。

ウ 漁業

平成25年の漁業就業者数は、309人で198隻の漁船が伊予灘を漁場として小型底びき網・巾着網・建て網・サワラ流し網・ローラー吾智網等が行われている。

近年、漁業の生産量は、資源の乱獲・海の汚染・漁場の競合など漁業資源の減少とともに減少傾向にある。漁業就業者の新規就業者は減少し、高齢化が目立っている。

エ 商業

平成24年の事業所数は468となっている。その内、卸売業が88で、小売業が380である。

伊予地域は、市の中心部である灘町が商店街として栄えてきたが、国道56号の整備や消費者ニーズの変化とともに、国道沿線に新しい店舗や事業所が増え、松山自動車道伊予インターチェンジの開設などにより、郊外型大型店舗の出店や増床が行われるようになり、中心市街地が衰退の一途をたどることとなった。このような状況を開拓するため、伊予市中心市街地活性化基本計画を策定、各種の振興策を講じることとし、その一環として第三セクター㈱まちづくり郡中を設立とともに、JR伊予市駅前に街の交流拠点施設「町家(まちや)」を平成16年4月にオープンし、集客に努めた。しかしながら、中心市街地の活性化には至っていない。

中山地域は、かつて宿場町として様々な業種の商店で賑い、また、双海地域では、灘町、上・下浜地区を中心に小規模な商店が営業活動を行っていたが、若者の流出による過疎化の進行に伴う購買力の低下・商業者自身の高齢化と後継者不足による経営力の弱体化等によって、商業環境は厳しい状況を迎えている。さらに、交通網の整備やモータリゼーションの普及発展等により、購買力の流出が憂慮されている。

才 工業

平成24年の事業所数は148となっている。

伊予地域は、地理的・歴史的要因もあり水産加工業や製材業が盛んであった。しかし、近年の道路網の整備、特に、国道56号の拡幅・四国縦貫自動車道の開通等により、工業立地の環境は変化してきた。こうした状況下、農工法の適用を受け、郊外に4箇所の工業団地を造成し、優良企業を誘致した。その中には、生産量全国第1位を誇る削り節を製造する企業も含まれている。団地内には、削り節製造業者・印刷会社・建設業者・水産加工業者・宅配便のターミナル拠点・飲料業の物流拠点・食品加工業者が立地している。

また、工業団地以外で操業している会社としては、食品加工業・ダンボール製造業・ゴム製造業・電子機器組立加工業・製材業等が見られる。愛媛県所有の湊町臨海埋立地では、新たに鉄鋼卸売業者が立地し、その後全ての区画において立地が完了することとなった。

中山地域は、食品加工業を中心とする地場産業のほか、電機・プラスチック関連企業やハイテク企業を誘致し、就業機会の拡大が図られている。

双海地域は、水産加工業を中心に操業しているが、零細企業が多く、就業の機会が少ないので現状である。

力 観光及びレクリエーション

長引く不況やライフスタイルの変化など、社会情勢が急速に変化しており、人々の観光志向や生活形態も多様化、個性化が進んできた。こうした時代の流れの中で、人々は、いわゆる癒しの場を求めている。本市には、海と山の調和の取れた自然豊かな環境を活かした、心落ち着ける多くの観光スポットがあり、市内外から多数の観光客が訪れている。

伊予地域では、五色浜・伊豫岡八幡神社・大谷池と森林公園・谷上山・稻荷神社と西権現山・鶴の崎峰と障子山・三秋の大池と明神山・森の海岸・しおさい公園等の観光名所があり、季節ごとに人々でにぎわっている。

また、五色姫海浜公園は、海水浴客で賑わうだけでなく、常設しているビーチバレーコートで、女子高校生の全国大会である「マドンナカップ」も開催されている。

中山地域では、クラフトの里・栗の里公園・花の森ホテル・秦皇山森林公園など恵まれた自然環境を活かした施設が整備されており、特に、栗の里公園で開催される「栗まつり」は、毎年多くの人々でにぎわう人気イベントのひとつである。

双海地域は、「しづむ夕日が立ち止まるまち」をキャッチフレーズに、夕焼けを中心とした町おこしは、全国的にも有名であり、道の駅ふたみは、400mの人工砂浜・特産品センター「ふたみんC」・レストラン等を備え、利用する観光客が、年間50万人もの集客力を誇る観光スポットとなつた。しかし、施設は経年劣化が激しく、大規模改修の必要がある。

今後は、観光客の行動範囲の広がりに応じ、広域的な観光地整備などに取り組み、地域資源を活かしながら、見る観光から参加・体験型の観光地への発展を図る必要がある。

(2) その対策

ア 農業

農業については、農道、用・排水施設、ため池など、生産基盤の整備を図るとともに、食の多様化と新鮮で安全な食料に対する安定供給の要求が高まる中、消費者ニーズに即した高付加価値農林作物の生産や流通体制の整備、競争力のある個性化産地・地域ブランド化の育成・推進を図り、時代にふさわしい持続的な農業の振興に努める。

また、地域農業の明日を担う中核的経営体の育成・農地の利用集積の促進・集落営農の推進・意欲ある新規就農者・認定農業者など多様な担い手の確保・育成を図るとともに、特産品が集まる直売所・産直市などを活かした6次産業化や地域ぐるみの地産地消体制の充実を図る。

さらに、中山間地域においては、地域の特性を活かした特産野菜・果樹など高付加価値・高収益農業の推進、農林地一体の有効活用と耕作放棄地の多面的利用、農村定住環境の整備とグリーン・ツーリズムの推進など、都市との交流促進を図り、活力のあるふるさとづくりに努める。

林水産業など他事業と文化・交流事業を媒体とした新しい農業システムの確立を目指し、地域や農家の経営形態に適合した複合経営化を推進する。

また、農業に関心のある人々が安心して就農できる環境づくりを目指し、限られた農地の有効利活用と農業機械や施設の効率的な利用方法を検討し、生産力と所得率の高い先進的農業経営体を育成できる環境を整備する。

同時に、兼業農家や高齢・女性農業者も、その役割と能力に応じて地域農業の重要な担い手として位置づけ、趣味や生きがい対策としての農業も併存しながら、経営規模や条件に応じたきめ細かい営農指導体制・専兼協助体制の整備を図り、農業団体、関係機関と連携しながら活力ある農村の形成に努める。

全国及び県下でも有数の果樹産地として、柑橘・栗・ビワ・キウイフルーツ等既存の基幹作物の維持・発展を図るため、地場出荷を主体とする中小産地を育成するなど、地域特産物のイメージアップに取り組み、個性的かつ安定的な産地化・地域ブランド化を推進する。また、愛媛果試第28号（紅まどんな）や甘平等、愛媛を代表する高級柑橘の産地拡大強化を図る。

水田転作や造成地導入作物についても、国民の食生活の嗜好・ライフスタイルの変化に更に対応した付加価値の高い新規作物の導入を図るとともに、国際化に耐え得る農業の育成を目指し、バイオテクノロジーや各種情報通信システムを活用した農業のハイテク化を積極的に進める。

以上のような施策を展開し、農業と共に生き、地域の自立を促進する目標を次のとおり設定する。

(ア) 生産基盤の整備

- ・ 農村景観に配慮しながら、計画的な区画整理・流動化等による規模拡大や取水施設等の整備などにより、優良農地の維持を図る。
- ・ 幹線農道の整備を行い、農道ネットワークの確立を図る。
- ・ 災害等による農地の崩壊及び農業用施設の損壊防止のため、農地保全対策・ため池等改修・防災施設整備などの事業を推進する。

- ・ 認定農業者の育成と高能率生産組織による集落営農体制を確立する。
 - ・ 園芸の施設化を推進し、生産性の高い農業を目指す。
- (イ) 技づくり
- ・ 農業情報システム化を促進し、新しい時代に対応した農業の推進を図る。
 - ・ 新技術を普及する営農指導体制を確立する。
 - ・ 低コスト・高品質の新しい生産技術を開発するため、地域内で取り組む実証試験や研究活動を支援する。
- (ウ) 特產品づくり
- ・ 消費者ニーズにあった個性的な特產品銘柄産地づくりを目指す。
 - ・ 果樹等において低コスト・高品質の生産を行い、新しい特產品を開発する。
 - ・ 農産加工場等の有効活用により農産物の付加価値を高める。
 - ・ 計画生産・出荷調整等により競争力のある流通体制を確立する。
 - ・ 地元産品を活用した農業等の体験メニューの開発や普及を図る。
- (エ) 人づくり
- ・ 認定農業者や若い経営者等、担い手の育成を図る。
 - ・ 高齢者及び女性農業者の農業における役割を明確にし、その育成及び活用を図る。
 - ・ 先進地派遣を積極的に行い、先導的農業者の育成を図る。
 - ・ 農業団体との連携を密にし、営農指導体制を強化する。
 - ・ 定年帰農者等、新しい集落の担い手として育成を図る。
- (オ) 集落づくり
- ・ 施設や環境の整備によって魅力ある農村の定住空間を創出し、農村のイメージアップを図る。
 - ・ 農村集落の生活文化活動を活発にするとともに、交流事業によって開かれた集落づくりを行う。
 - ・ 観光農業や加工品製造等で身近に働く場を確保し、生活の安定を図る。
 - ・ 秩序ある土地利用計画により集落複合農業を推進する。

イ 林業

森林の公益的機能の維持・増進が図られるよう除間伐・植林の推進、松くい虫防除の推進を図るとともに、間伐材の有効利用など付加価値を高め、木材製品の安定的な生産体制整備を進める。

森林資源の保全や水資源の涵養等の公益的機能を維持しながら、財産保全的な林業から積極的な林業への転換を図る。また、林業の生産性の拡大と向上を目指し、森林組合等関係機関と協力の下、次のとおり林業振興施策を講じる。

- ・ 森林の持つ水資源の涵養・国土や景観保全・保健休養等の公益的機能を重視した森林施業を展開する。
- ・ 生産性の向上と生産コストの軽減を目指し、合理的経営と森林の保育管理を徹底し、森林整備を行うとともに、森林資源の充実を図るために、林道・作業道の整備を図り、受益者負担の

軽減にも努めながら計画的に基盤整備を図る。

- ・ 流通市場における製品の低価格化・乾燥や材質に対する高品質の要求・需要の多様化など社会的ニーズに対応した流通・加工体制の整備を図る。
- ・ 林業従事者の減少と高齢化に歯止めがかかる施策を展開し、他業種や都市住民との交流を促し、林業に携わる人々の拡大を図る。
- ・ 特産である椎茸をはじめ、山菜等に付加価値を付け、所得向上と生産振興を図る。
- ・ 木材加工センター・木工体験施設の活用を図りながら、木工クラフト製品の開発研究を進める。
- ・ 優良材生産を目指して、間伐を更に推進するとともに、100年周期の育林や優良品種導入による林家所得の向上を促進する。

ウ 漁業

新鮮で安全な水産物を供給する水産業の振興を図るため、水産資源管理を進めるとともに、関係団体と地域が一体となった地域水産ブランドの強化を目指した取組の推進、漁港・漁村における環境整備、栽培漁業・放流漁業等のつくり育てる漁業の強化を進める。

そのため、港湾・漁港整備、防護と環境保全を調和させた海岸の形成を促進するとともに、地域の生態系を踏まえた魚礁・増殖漁場の整備、藻場造成などを進め、水産資源の増殖と持続的・安定的確保を図る。

また、新技術の開発や流通・加工体制の整備を支援し、水産業関係団体の基盤強化を図る。

漁業協同組合等と協力の下、水産関連産業の育成・先端技術導入による中間育成放流・未利用空間や資源の有効活用等、既存漁業の枠を越えた新しい漁業のイメージを創出する。また、地域資源を活かした「ブルー・ツーリズム」の振興を図るなど、次のとおり積極的な漁業振興策を講じる。

- ・ 築磯や投石による漁場及び藻場の造成を行う。
- ・ 無投餌養殖漁業、海洋牧場の研究を行う。
- ・ 特產品センター施設を利用して水産物の販売を行う。
- ・ 水産加工場施設の整備を図る。
- ・ 長寿命化計画に基づく漁港の改修を進め、施設の維持管理に努める。
- ・ 流通の拠点である水産物荷捌き所の改善、充実を図り、伊予灘海域の拠点荷捌き所として発展させる。
- ・ 漁業協同組合をはじめ、漁業団体の育成強化を図る。
- ・ 上下水道の整備等漁村環境の整備を図る。
- ・ 漁業後継者を育成し、人づくりを積極的に推進する。
- ・ ウォーターフロントの魅力を活かしたシーサイド公園の効果的利用を図る。
- ・ 都市と漁村の交流を促進するため、観光漁業を推進する。
- ・ 夕焼け市や宅配便制度を充実し、ふれあい事業を推進する。
- ・ 海に親しむイベントを開催する。

工 商業

既存の商店街においては、地域の特性を活かした共同事業を展開する組織体制の確立を促進するとともに、各種イベントの開催や商店街の環境整備・空店舗の活用による創業者支援等の施策を展開する。特に、中心市街地においては、市街地の整備改善と商業の活性化のための事業を一体的に推進する。

「町家」が、魅力と活力のある「街の顔」として活性化の起爆剤となり、商店街への新たな人の流れを創り出し、中心市街地の活性化につなげていく。

また、消費者の価値観の多様化や地場産業の低迷、過疎化、モータリゼーションの発達等に起因した購買力の低下や流出を防ぎ、商業の基礎的基盤の強化を図るなど、次のとおり積極的な商業振興策を講じる。

- ・ 購買力向上のため共同店舗構想を計画し、また、インフラを整備することにより、新しい都市的機能を併せ持つ中心商業核の形成に努める。
- ・ 商工会議所や商工会等関係機関と協力の下、店舗の改善・経営の合理化・経営指導の充実等を図るとともに、創業支援事業計画を策定し、スクールやインキュベーション支援等、創業者への支援を推進する。
- ・ 異業種などとの交流を盛んに行いながら商業者の意識改革を図る。
- ・ 商工会議所や商工会等の組織を強化し、会員の充実・後継者の育成確保・女性部活動の活発化を積極的に推進する。
- ・ 観光や交流による新たな商業活動を展開する。
- ・ 設備投資・店舗改造等、経営の近代化のため、高度化資金や融資制度をはじめ、国・県の各種制度の有効活用を促進する。
- ・ 地域商品券の発行など地域住民の消費需要の地域内消費を推進する。

オ 工業

工業団地や工業適地の基盤整備を図り、特色を活かした企業誘致運動を進める。

また、既存企業については、企業間の連携や異業種交流の促進、新たな商品開発や起業機会の拡大に資する取組等への支援の充実に努める。地域に密着したコミュニティビジネスの育成強化など雇用機会の創出に努め、既存企業やハローワークと連携した地元企業説明会などを開催し、住民の働く場の確保・拡充に努めるため、次のとおり積極的な施策を講じる。

- ・ 地域の資源を活用した住民自らの内発的な地場産業興しを進め、住民の起業意欲を喚起する。
- ・ 高齢化社会に対応した福祉関連産業等、地域の実情に即した多用な分野における新規事業の立ち上げを支援する。
- ・ 自然的環境の地域特性を活かすとともに農村環境にマッチした技術力及び生産性の高い企業誘致に努め、その立地条件整備にも努める。

- ・ 産業物資等の地域内循環システムを構築し、地域経済全体の活力向上と他産業への波及効果を図る。
- ・ 国・県・市の中小企業振興施策や融資制度を活用し、既存企業の経営体質強化に努め、企業や従業員の地域活動への積極的な参画を促し、農業・工業・商業が連携した一体的なまちづくりを進める。

力 観光及びレクリエーション

海あり、山ありと調和のとれた自然豊かな環境を活かして広い範囲での観光行政を考えることができるため、観光客の行動範囲の広がりに応じた観光整備・観光宣伝などに努める。

また、地域の特性を活かした地域産業・商業・観光型イベントの実施により、地域に根ざしたイベント事業を推進し活力ある地域づくりに努める。

ハッピーマンデー制度や労働時間の短縮に伴う余暇の増加によって、より観光産業の持つ意味は大きくなっている。また、心の豊かさを求める傾向が強くなっているため、地域資源を活かした「グリーン・ツーリズム」「ブルー・ツーリズム」の振興を図り、見る観光から参加、体験型の観光への発展を図る。

さらに、観光案内の充実と受け入れ体制の拡充を図り、農林漁業産物の直販施設や道の駅、各観光拠点施設等を整備拡充し、観光資源をネットワーク化させ、滞在型観光地化や観光のオールシーズン化(通年化)、リピート化(反復化)の促進を図るなど、次のとおり積極的な観光振興施策を講じる。

- ・ 観光・スポーツ・レクリエーション施設として既存施設の改修や拡充・機能強化を行い、新しい観光スポットについて、ニーズの的確な把握を図りながら整備を行う。
- ・ 自然豊かな海や山を利用した海洋レジャーや山岳観光を推進する。
- ・ 文化財や伝統行事・各種イベントとの連携強化を図る。
- ・ 歴史的建築物等の保存を行い、景観を整備し、地域のイメージアップを図る。
- ・ 観光協会等の体制強化を図るとともに、広域的観光ルートの開発と高度情報機器を利用したインフォメーション機能の整備を推進する。
- ・ 歴史的・文化的に価値のある産業文化財や産業製品をとおして、ものづくりの心に触れることのできる産業観光を推進する。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1) 基盤整備 ・農業 ・水産業	<ul style="list-style-type: none"> ・市場地区取水施設改修工事 水門2基、取付護岸一式 ・大谷地区取水施設改修工事 斜棒電動化4基 ・上灘漁協产地水産業強化支援事業 水産物鮮度保持施設、製氷機他 ・伊予漁協产地水産業強化支援事業 水産物鮮度保持施設、製氷機他 ・伊予漁協海水井戸新設工事 海水井戸1基 	伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市	
	(2) 漁港施設	<ul style="list-style-type: none"> ・豊田漁港改修（機能強化・機能保全） 漁港施設の耐震補強及び修繕工事 ・上灘漁港改修（機能保全） 漁港施設の修繕工事 	伊予市 伊予市	
	(7) 商業 ・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生整備計画（都市再構築戦略事業） 駐車場・市道、街路灯整備 	伊予市	
	(8) 観光又はレクリエーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ふたみシーサイド公園改修 全体改修 ・クラフトの里改築 道の駅化に伴う施設改修 ・都市公園安全・安心対策事業 公園施設改修N=4 ・都市再生整備計画（都市再構築戦略事業） ポケットパーク整備N=1 情報板整備・総合案内N=3 誘導N=11 	伊予市 伊予市 伊予市 伊予市	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・双海中山商工会商品券発行事業（ソフト） 	双海中山商工会	

		<ul style="list-style-type: none"> ・商工会等地域活性化支援事業（ソフト） 得する街のゼミナール地域活性化事業 伊予市景気動向調査事業 独身者交流事業 ・創業支援事業（ソフト） ・なかやま栗まつり共催野外音楽広場イベント開催事業（ソフト） ・伊予市観光協会イベント事業（ソフト） ・伊予市トライアスロン大会事業（ソフト） 	伊予商工 會議所 伊予市商業 協同組合 双海中山 商工会 伊予市 伊予市觀 光協會 伊予市	
--	--	--	--	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 農林業

- ・農林業形態の改善をするため、施設の有効利用と省力化の推進を図る。
- ・若者と高齢者との交流の場づくりなどを推進する。
- ・大規模修繕や計画的な修繕を行わず、必要最小限で維持管理・修繕を実施する。
- ・耐震改修に当たっては、利用状況や他施設での代替利用の可能性も考慮した上で検討する。

イ 漁業

- ・台風・高潮等の災害に強い安全な漁港の整備を進めるほか、漁港における景観の保持・美化を促進する。
- ・老朽化状況の把握に努め、計画的な維持修繕を行っていく。

ウ 商業

- ・拠点観光地や商店街との連携、ネットワーク化を図りながら施設の整備などサービス機能の向上に努める。

エ 観光及びレクリエーション

- ・核となる魅力的観光資源を選定し、新しい観光拠点の形成に向けソフト・ハード両面から整備を図る。
- ・観光案内版や駐車場、公衆便所など観光客誘致に必要な関連施設の整備に努める。
- ・計画的な維持修繕による施設の長寿命化を図っていくとともに、将来的な改築・更新計画を検討する。
- ・指定管理者制度の導入により、民間手法を生かした市政運営や自主事業の開催を行う。既に指定管理者制度を導入している施設については、指定管理者と協議の上、必要最小限の修繕を行う。市民サービスの向上とともに利用者の一層の拡大に努め、より効率的・効果的な施設運営を図る。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

車社会の到来や情報化の進展に伴い、住民生活における行動範囲が急速に拡大し、行政運営の中でも広域連携・地域間交流の視点に立った施策の重要度が増している。

今後も引き続き、道路整備を中心とした交通網の整備を進めると同時に、急速な情報化社会に対応しながら、多様な地域資源を活かした都市との交流など、地域実情に応じた連携を図ることとする。

(1) 現況と問題点

ア 道路・交通網

本市は、四国縦貫自動車道が南北に通過し、伊予地域には伊予インターチェンジが開設されている。しかし、隣接する内子五十崎インターチェンジまでの距離が約24kmと長く、このインターチェンジ間に本市中山町と双海町が含まれていることから、高速道路の利便性が著しく低い状態にあり、災害時の多重性の確保や地域活性化、利便性の向上を図る必要がある。

国道は、松山市から伊予・中山地域を通り南予へ向かう国道56号と、伊予地域から双海地域を通り大洲市へ続く国道378号がある。国道56号は、松山市から本市、市場付近まで順次4車線化され、平成27年度末に全線改良が完了する予定である。国道378号も、その大部分が改良されているが、三秋地区のバイパス整備約3.7kmと、米湊から下吾川にかけての歩道整備約1.0kmが未改良区間となっている。

県管理道路は、市内の路線延長は167.7kmで、舗装率は97.7%・改良率は61.9%、市道は、路線延長574.2kmで、舗装率は87.9%・改良率は55.9%となっている。これらは、すべて幹線道路として生活に密着したものであるが、県道・市道はまだまだ整備率が低く、今後、改良工事や歩道整備など安全施設の整備を計画的に行う必要がある。

鉄道は、伊予鉄郡中線が伊予地域を通っており、市内には、新川駅・郡中駅・郡中港駅と3駅ある。また、JR予讃線は、伊予市駅を経て、中山地域を通る内子線と双海地域を通る愛ある伊予灘線の2線に分かれて通過しており、市内には9駅ある。

バスは、中山地域、双海地域において平成23年度からデマンドタクシーの運行を開始しており、伊予地域においては、平成27年7月からコミュニティバスの実証運行を開始している。

このように本市では様々な公共交通が運行されているが、今後の高齢化の急速な進展を踏まえると、市民のニーズ、市民生活の実態を逐次把握し、さらなる便利で使いやすい公共交通体系づくりに努める必要がある。

イ 情報化

情報化の進展は、地理的な条件からくる時間的距離の制約や非効率などの問題を克服する上で効果が大きく、過疎地域において大きな役割を果たすものである。新しい情報化の流れに対応し、利便性の高い生活環境を整えていくため、高度情報通信基盤の整備による地域情報化を推進していくに努めなければならない。

今後、さらに各種情報通信システムの開発と普及が進展する中、これらの動向を見極めながら、必要となる新たな情報通信基盤の整備・行政サービスの高度化や産業活動の活性化などに寄与する活用のあり方等について、調査・研究を積極的に進め、高度情報化社会に対応した市民サービスの向上を図る。

ウ 地域間交流

労働時間の短縮、週休2日制の普及によって、自由時間が拡大した今日、その自由時間の過ごし方が重要となってきている。そのような中、本市では、緑鮮やかな山や青い海などの豊かな自然と松山市近郊という利点を生かした地域間交流を推進するため、新たな余暇の過ごし方を研究し都市住民に提案することを目指している。

交流事業の推進によっておきる物と労働力の需要は、経済のサービス化を誘発する上で重要な意味を持っており、そのためにも、地域文化を中心とした文化交流事業は、地域に隠された文化性を高め、息の長い活動を行うことができるため、地域間交流を定着させ、文化産業・交流産業を中心には新しい産業の開発や交流促進による新しい可能性の創造とまちの活性化を図る必要がある。

(2) その対策

ア 道路・交通網

道路については、広域幹線道路の更なる充実を目指すとともに、地域内での交通利便性を高め一的な結びつきを強化することが必要である。

広域幹線道路では、国道378号バイパスの早期実現を働きかけ、これと4車線化となる国道56号との機能をさらに高めるため、地域内の連絡機能を持つ道路の整備を進め、産業や市民生活の交流・連携を強化する。また、四国縦貫自動車道（仮称）中山スマートインターチェンジについては、国土交通省から事業の新規採択及び連結許可を受け、平成31年度の供用開始を目指して整備を進める。さらに、JR松山駅付近連続立体交差事業に伴う車輌基地・貨物基地の移転に関して、施設の外周道路や幹線道路へのアクセス道路、新駅設置などの設備を行う。

伊予港については、四国縦貫自動車道伊予インターチェンジが県内で港に一番近いことから、流通拠点として整備拡充・機能の強化を図る。

一方、自家用自動車以外の交通移動手段が必要な高齢者などへの対応や、公共施設を利用する際の利便性の確保といった観点から、中山地域、双海地域におけるデマンドタクシー、伊予地域において実証運行を開始したコミュニティバスについても、利用者のニーズに合わせ、利用率の増加につながるよう努めている。コミュニティバスに関しては、実証運行期間の乗降データ及び利用者や地域団体等の意見を反映し、平成32年度から本格運行に移行する予定である。

- ・ 道路の整備に当たっては、将来の交通需要を十分に見極め、幹線道路・街路・生活道路といった機能や特性を区分しながら、居住環境や生産活動との調和を基本に、交通安全対策などを考慮した質の高い道路整備を行う。

- ・ 国道378号バイパスの早期実現を積極的に推進する。
- ・ 県道・市道は、市内全域の連絡機能を持ち、日常生活に密接した路線であるので、積極的に整備を行い、住民生活の利便性、安全性の向上と産業・経済の発展、地域間交流の活性化を図る。
- ・ 橋りょうは、点検などにより安全確保を図り、必要に応じて老朽橋の修繕や架替えを進める。
- ・ 農道・林道は、本来の産業道路としての機能のほか、農村地域社会の発展に果たす役割も考慮しながら、その整備を進める。
- ・ 高齢者など自家用自動車以外の交通移動手段が必要な住民への対応や公共施設利用時の利便性の向上、環境に配慮したまちづくりを進める観点からも公共交通機関の充実は重要な地域課題であるため、デマンドタクシー・コミュニティバス、スクールバス等の現状の公共交通の拡充及び鉄道との連携強化に努める。

イ 情報化

世界的な規模で進展する情報化に対応した、広域的な高度情報通信ネットワークの整備を促進し、多様な情報ニーズに対応する高度な情報サービスの提供を図る。

情報・通信基盤の整備は、市民の利便性の向上はもとより、地域の活性化や地場産業の振興を図る上でも必要不可欠であり、地域情報化計画を策定して重点的に取り組む。

また、併せて電子自治体の構築に努める。

- ・ 情報化社会に対応した情報通信ネットワークとして、本庁と地域事務所・学校・公民館などの公共施設を結んだ地域インターネットの活用促進を図るほか、高度情報通信基盤を整備し、インターネットなどが利用できる環境づくりを進める。
- ・ 地域インターネットの整備により、住民がいつでも手軽に電子申請や公共施設の予約などの公共サービスが受けられる環境をつくる。
- ・ 生活情報を中心に教育・福祉・農業など住民ニーズに対応した情報の受発信ができるシステムを構築し、利便性を高める。
- ・ 情報化が進む中、だれでも手軽に情報通信ができるよう、講習会などを開催し、情報通信機器の操作や情報通信ネットワークの活用方法が学べる場を提供していく。

ウ 地域間交流

恵まれた自然環境・歴史文化資源を有していることから、地理的・社会的な優位性を持つと言える。

これらの要素を産業・観光・福祉・文化・教育等様々な分野で活用していくことが本市の活性化・自立促進には不可欠であることから、各分野において基盤・体制整備を進めると同時に、地域の持つ優位性を最大限に活用し、都市や近隣市町との連携を深め、人的交流を図る。

- ・ 恵まれた地域資源を活かした「グリーン・ツーリズム」や「ブルー・ツーリズム」の展開に

について研究し、都市と農村との交流を推進する。

(3) 計画 (平成28年度～32年度)

		橋梁点検・修繕計画 3 橋		
	(6) 電気通信施設等情報化のための施設 ・テレビジョン放送等難視聴解消のための施設	・辺地共聴施設整備 自主共聴施設改修整備	伊予市	
	(11) 過疎地域自立促進特別事業	・地域公共交通システム対策事業（ソフト） 地域公共交通システム計画策定・運行 ・地域公共交通システム対策基金（ソフト） 基金の積み立て	伊予市 伊予市 伊予市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・市道の改良率がまだまだ低いことから、改良工事や歩道整備など安全施設の整備を計画的に行う必要がある。
- ・市道は、市内全域の連絡機能を持ち、日常生活に密接した路線であることから、積極的に整備を行い、住民生活の利便性、安全性の向上と産業・経済の発展、地域間交流の活性化を図る。
- ・整備効果の大きい路線を、優先的に整備を進める。
- ・舗装の修繕計画に基づき修繕を行い、舗装の延命化を図る。
- ・道路付属物、法面・盛土・擁壁、トンネルの修繕計画に基づき修繕を行い、施設の延命化を図る。
- ・農林道は、本来の産業道路としての機能のほか、農村地域社会の発展に果たす役割も考慮しながら、その整備を進める。
- ・高速交通時代に対応した流通体制を構築するため、広域連絡道路の整備を図るとともに、農村地域の活性化や地域間交流を促進するための農道・林道の整備を計画的に行う。
- ・幹線農道・林道の整備を行い、農道ネットワークの確立を図るとともに、路線の維持管理に努める。
- ・橋梁の修繕は、損傷状況や重要性の大きな橋梁において優先順位を決定し補修時期を計画する。
- ・橋梁の長寿命化修繕計画に基づき、修繕を行うなど適正な維持管理に努める。

4 生活環境の整備

これまでの過疎対策により、生活環境については一定の改善が行われてきたものの、都市地域と比較をすれば依然、格差が残っており、そのことが過疎化の進行に歯止めがかからぬ要因と考えられる。

人口の定住化を図るには、今後も豊富な地域資源を活かした施策を推進し、生活環境の整備や体制づくりに取り組む必要があることから、引き続き積極的な方策を講じる。

(1) 現況と問題点

ア 上水道・下水道

本市の水道普及率は、91.1%であるが、周辺部の中山地域は64.7%・双海地域は55.9%となっている。施設区分で見てみると、上水道1施設(伊予地域)、簡易水道9施設(中山地域4施設・双海地域5施設)、飲料水供給施設7施設(伊予地域1施設・中山地域4施設・双海地域2施設)になるが、施設によつては、水量が不安定で老朽化が進んでいるものもある。また、周辺部の水道施設は、急峻な地形のため、谷川や沢水・地下水等を利用した自家飲料水に依存しているのが現状である。

そのため、渴水対策や衛生上の問題点等の不安が絶えず、生活様式が都市化しつつある今日、現有水源の維持保全とともに、良質な生活用水を安定的に供給するため、水源涵養林の整備を図るとともに、水道施設の老朽化対策や新規水源の開発が強く求められている。

公共下水道の整備は、市街地における雨水の排除と、生活排水処理基本計画を基に、快適な生活環境の確保や公共用水域の水質保全・若者の定住といった地域づくりを推進している。伊予地域と中山地域の人口密集地では、公共下水道施設を整備し、また、農業集落排水処理施設として伊予地域は大平・唐川地区に、中山地域は犬寄・源氏・佐礼谷地区に整備し、農村地域の生活排水処理を行っている。双海地域を含む個別処理による整備区域は、合併浄化槽による整備を行っており、快適な水環境の確保に努めている。今後、施設の老朽化対策と雨水整備が急がれることから、汚水処理施設整備が遅れることが懸念され、未普及地域の早期解消を図るため、経済性と地域の実情を勘案し、最適な整備手法により取り組む必要がある。

イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等

し尿、ごみ及び火葬業務は近隣市町と協力し合い、一部事務組合を設立又は一部事務組合の共同事務として処理をしている。旧市町で加入していた一部事務組合が異なっていたため、現在も合併前に加入していた旧市町の区域で加入を続けている。今後、処理能力や施設の耐用年数等を勘案し、加入市町と調整しながら処理体制の検討など、計画的な整備を行う必要がある。

現在加入している一部事務組合は、し尿処理については、伊予地域は松前町と伊予市松前町共立衛生組合を運営し、中山・双海地域は、大洲市等と一緒に大洲・喜多衛生事務組合を組織している。下水道及び集落排水・浄化槽などの整備普及等、処理全体の整合性を図りながら、生活排水処理計画に基づくきれいな水環境の創造を図らなければならない。

ごみ処理については、松前町と伊予地区ごみ処理施設管理組合を運営している。

高度成長の影響を受け、経済的には大変豊かになったが、大量生産・大量消費・大量廃棄が生活のベースとして定着してしまった。ごみは、毎日の暮らしに大きなかかわりを持っており、資源として活用したり、適正な処理をしたりするためにもごみの資源化・再利用化を図らなければならぬ。

火葬業務については、松前町及び砥部町とともに組織する伊予消防等事務組合の共同事務として運営している。

本市に有する広域斎場「聖浄苑」は、建設から30年以上が経過し、建物の老朽化による破損、経年劣化による設備の故障等が度重なって発生しており、大規模な全面改修の必要が生じている。

ウ 消防防災

本市は、隣接する松前町・砥部町と共同し、1市2町を区域として伊予消防等事務組合を構成している。伊予地域に消防本部と伊予消防署、中山・双海地域にそれぞれ出張所を設置している。広範で急傾斜地に集落が散在する現状では、消防・救急発生から現場到着に時間を要し、一度火災が発生すれば、家屋の全焼・類焼や延焼の危険性にさらされている。また、進入困難な木造家屋の密集地域が多くあり、火災発生時の消火活動にも問題を抱えている。

消防団組織については、伊予地域が4分団・中山地域が3分団・双海地域が3分団の合計10分団から成り立っている。近年、団員の確保が課題となっているが、災害等に備え、消防団員の教育研修、訓練、消防機動力の強化などの充実に努める必要がある。

常備消防、非常備消防と並んで地域防災の3本柱の一つである自主防災組織は、市内全域に設立されている。自主防災組織が自立的に活動し、自主防災活動が益々活性化されるよう、継続的な支援が不可欠である。

また、未然に災害を防ぐ対策を講じるとともに、防災体制の確立を図り、関係機関との連絡を緊密にし、防災機器の整備充実と防災体制の指導強化・地域住民への火災予防思想の普及と自主防災組織の育成強化にも努めなければならない。

エ その他

快適で暮らしやすい生活空間の形成には、道路などの社会資本整備とともに、住宅整備や環境整備の重要性が重要視されている。住宅整備にあつては、世代別居といったライフスタイルの変化に伴い、その質的向上が求められるとともに、ニーズも多様化を極めており、単身者や高齢者などへの配慮も必要であり、様々なケースを想定しての先見的な住宅施策が必要となっている。

また、夜間の犯罪発生の防止、公衆安全に資する環境整備の一つに防犯灯の整備がある。住宅地の開発など住環境の変化により新設が必要になるほか、既に設置が進んでいる箇所についても維持管理が必要となっている。

公園や広場は、住民相互のふれあいや交流の場のみならず、景観の保全、災害時の避難場所になるなど防災上の機能も担う重要な施設である。地域の意向と特性を十分に踏まえ、日常生活に潤いと安らぎを与えるとともに、地域ぐるみで利用できる個性あふれる憩いとふれあいの場を創出するほか、特に自然環境との共生や環境問題に関する学習機能を高める必要がある。

(2) その対策

ア 上水道・下水道

水需要に対しては、節水型まちづくりを推進しながら、有効な水利用に努めるとともに、安定供給を図るため、新たな水資源開発に取り組むことが必要である。

そのため、新水源の確保や中水道への再利用について検討するとともに、既存水源の浄水方法及び水源連結等による取水能力の向上を図る。

また、工業用水の確保を図り、農業用水については、農業水利事業の促進やため池の整備改修により水源確保を図るほか、多面的機能を發揮した水辺環境整備を進める。

さらに、水源地域となる森林の間伐・植林等保全整備に努め、水源の涵養を図る。

水道事業については、水の安定供給に向けた水源地調査や既存施設の改善及び老朽管の更新を行い、有収水量の向上を図るとともに、水道事業の効率化及び未整備地区の解消に努めながら節水型都市の形成を目指す。

下水道については、快適な水環境の創造と安全、安心な生活環境の整備を図るため、下水道整備計画及び生活排水処理基本計画の見直しを行い、維持管理の適正化と計画的な事業推進を図る。

- ・ 節水型まちづくりを推進しながら有効な水利用に努め、施設の統合を行うとともに、安定供給を図るため、新たな水資源開発に取り組む。
- ・ 地形的に水源に恵まれない山間小集落は、他の水道施設からの送水や渓流水など小規模水源の有効利用を図る。
- ・ 農業集落においては、営農飲食用水施設の整備を推進し、農業用用水の確保と併せて、安全で良質な生活用水の確保を図る。
- ・ 生活用水の利用効率の向上と安定供給のため、漏水防止対策の強化や水質管理の徹底管理に努める。
- ・ 既存水道施設の老朽化対策と併せて東南海地震等に備えた施設、管路の耐震化を推進し、地震などの災害に強い水道施設の構築を目指す。
- ・ 集中管理システムの導入による維持管理の合理化やマッピングシステム等、各種業務の電算化を推進するなど管理業務の効率化を目指す。
- ・ 地域の特性にあつた、公共下水道・農業集落排水施設・合併処理浄化槽といった汚水処理により、経済的かつ効率的な処理方法を選択し、事業推進を図る。
- ・ 住民・企業等と行政が一体となって水質汚濁や環境保全に対する認識を深めるため、各種啓発活動を展開する。

イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等

ごみ・し尿については、一部事務組合の再編も含め、処理体制の検討など、計画的な整備を行う。

また、市民や事業者の協力を得ながら、ごみの分別収集の徹底・自主的なリサイクル運動などにより、ごみの減量化を図る。

地域社会に不可欠な施設である火葬場の老朽化について、広域的視点に立ち計画的な整備を推進する。

- ・ し尿処理については、現在整備している下水道施設等との整合性に留意しつつ、広域処理体制を確保し、施設の整備を図る。また、委託業者や関係者への指導と管理を強化し、計画的な処理に努める。
- ・ 効率的なごみ処理対策を推進するとともに、住民・企業・関係団体などの連携を図り、資源の有効再利用や減量対策を積極的に推進するリサイクル型社会の構築を図る。
- ・ 広域連携によるリサイクルセンターの整備を行うとともに、リサイクル運動の推進やボランティア・NPOの育成・支援を行う。
- ・ ごみの再資源化に対する住民意識の高揚を図り、併せて生ごみ等の再利用循環システムの構築を図る。
- ・ 環境美化運動の推進展開や巡視体制の強化を図り、不法投棄の防止に努める。
- ・ 火葬場については、将来人口推計を踏まえながら、いつでも適切に火葬が行えるよう、施設全体の改築及び運営方法の検討を進める。

ウ 消防防災

安全で安心して暮らせる生活環境づくりは、住みよいまちづくりの基礎的条件である。

大規模で多様な自然災害にも適切に対応できる地域の消防・防災体制を整備するため、防災対策の基本指針である地域防災計画を適宜見直し、平常時及び災害発生時の対応体制の整備を図るとともに、災害の未然防止・被害の拡大防止・災害復旧対策の整備充実などに努める。

そのため、各地域の防災体制の拠点となる施設の整備、防災情報ネットワークの構築、デジタル防災行政無線の整備拡充を促進するとともに、南海トラフ地震等の大規模地震への対策として、避難所となる公共施設等の設備・資機材の充実をはじめ、自主防災組織の育成など地域の防災力の向上を図り、災害に強い安全な地域づくりに努める。

また、大規模火災への対応や迅速な消防・救急活動が可能となるよう、消防・救急体制の強化を図るとともに、老朽化した消防施設や消防車両・装備及び消防水利施設の整備更新を計画的に進めること。

- ・ 大規模・多様な自然災害にも適切に対応できる地域の消防・防災体制を整備する。
- ・ 災害時に防災情報を確実に市民に伝えられるよう、防災行政無線戸別受信機の整備など、多様なシステム構築を検討する。
- ・ 老朽化した消防施設や防火活動の拠点である消防団分団詰所、ポンプ車等消防車両や消防装備の整備更新を計画的に行う。
- ・ 消防力強化のため、常備消防体制や広域応援体制の整備を図るとともに、教育・訓練を充実し消防団の資質の向上に努める。
- ・ 防火水槽や消火栓を組み合わせた、総合的な消防水利体系の適所配置に努める。
- ・ 自主防災組織の育成など地域の防災力の向上を図り、災害に強い安全な地域づくりに努める。

- ・ 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域に立地する公共施設については、土砂災害による損壊によって住民に著しい危害を加えることのないよう、機能移転や施設の除却の検討も含め、被害の未然防止に努める。

エ その他

多様な人々の定住を促進するため、良好な住宅の形成とともに、公営住宅の整備や補助制度等の充実により、個人の所得に応じた幅広い住宅の選択肢を用意し、住宅施策の推進に努める。

中心市街地においては、再開発事業などを検討し、優良賃貸住宅の建設を促進するとともに、伝統的建造物など歴史的資源の保全に努める。

住宅市街地においては、優良な宅地の供給や地区計画・建築協定等により、緑あふれる環境共生型の住宅建設を促進する。

住民が安全に安心して暮らせる環境を維持するために、防犯灯の設置や維持に取り組む。

また、周辺部の集落においては、農業集落整備法の活用や既存家屋の空き家の活用などにより、農業生産環境や自然と共生する定住型住宅の確保に努める。

豊かな自然環境を次代に引き継ぐため、総合的な環境保全対策を推進するとともに、市民・事業者等の自主的・積極的な環境保全活動を支援する。

さらに、自然海浜・河川の護岸・荒廃した森林など危機に瀕している自然環境の整備・保全・再生を進め、新市全域にメダカが泳ぎ、ホタルが飛び交う自然豊かなまちづくりに努める。

これらにより、市民・事業者・行政が一体となって省資源・省エネルギーの視点に立った資源循環型社会の形成に努める。

海運・宿場町等から発展してきた歴史を感じさせる景観と調和したまちなみ整備や、美しい農山漁村の風景を活かしたまちなみ整備、市民主導の花と緑のまちづくり運動等を促進し、地域資源を活かした特色あるふるさと景観の形成に努める。

公園や広場は、人々に安らぎを与えるとともに、防災空間としての機能も果たすことから、有効空地の確保や地区公園等の施設整備に取り組む。

- ・ 老朽化した公営住宅について、計画的な改修・改善を推進し、住宅の質的向上を図る。
- ・ 高齢者や障がい者にも適合した住環境を整備するため、随所に福祉的視野を取り入れ、多様化するニーズに対応できる住宅の整備に努める。
- ・ 核家族化の進展や若者流出の防止並びにU・J・Iターンの居住環境対策として、若者定住に配慮した住宅を整備する。
- ・ 地域と協力し、防犯灯の設置等を推進する。
- ・ 地域レベルのコミュニティ活動を助長するため、集落内や集落間に農村公園などのコミュニティ施設整備を推進する。
- ・ ホタルやメダカなどの水生動物に親しみ、自然と共生する思想や河川愛護の啓蒙を図る。
- ・ 豊かな自然を次代に引き継ぐため、総合的な環境保全対策を推進する。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の整備	(1) 水道施設 ・上水道 ・簡易水道	‣ 水道施設耐震化整備事業 ‣ 双海・中山地区簡易水道及び 県条例水道施設統合整備 新設水源・施設整備調査 施設統合整備	伊予市 伊予市	
	(2) 下水処理施設 ・公共下水道 ・その他	‣ 公共下水道事業 汚水、雨水施設整備事業 雨水ポンプ場更新工事N=2施設 ‣ 净化槽整備市町村設置型 净化槽整備10基	伊予市 伊予市	
	(3) 廃棄物処理施設 ・ごみ処理施設 ・し尿処理施設	‣ 焼却設備更新事業負担金 バグフィルター更新工事 ‣ 基幹的設備改良事業 機器・設備の更新等 ‣ 深井戸送水管更新工事 深井戸送水管更新工事	伊予地区ごみ処理施設管理組合 大洲・喜多衛生事務組合 大洲・喜多衛生事務組合	
	(4) 火葬場	‣ 火葬場更新事業負担金 火葬場施設更新（建替え）工事	伊予消防等事務組合	
	(5) 消防施設	‣ 消防防災設備整備 消防団詰所整備、備蓄倉庫整備、 消防車輌更新、防火水槽等設置 ‣ 都市再生整備計画（都市再構築戦略事業） 耐震性防火水槽、耐震性貯水槽設置	伊予市	
	(7) 過疎地域自立 促進特別事業	‣ 自主防災組織育成事業（ソフト） ‣ 自治会組織等防犯灯設置事業 (ソフト) ‣ 佐礼谷ふれあいプラザ解体工 事（ソフト）	伊予市 伊予市 伊予市	

		<ul style="list-style-type: none"> ‣ 中山老人憩の家解体工事（ソフト） ‣ なかやま淡水魚養殖施設解体工事（ソフト） 木造瓦葺 2階建 建物床面積57.7m² 取水施設V=40m³ 	伊予市 伊予市	
	(8) その他	<ul style="list-style-type: none"> ‣ 防災行政無線戸別受信機整備 ‣ がけ崩れ防災対策 N=34箇所 ‣ 中山A地区雨水排水路改良 L=390m 	伊予市 伊予市 伊予市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

ア 上水道・下水道

- ・施設の整理・拡充による経営の統合等を行うことで経営基盤を強化し、未給水区域の解消や水道システムの効率化を図っていく。
- ・地震などの災害に強い施設の構築を目指して、耐震化基本計画を策定し、耐震を行う施設、配管路に優先順位を付け、水道施設の耐震化に取り組む。
- ・維持管理は日々の運転管理で点検を行い、設備の異常を早期に発見し、修繕対応する。
- ・適切な維持管理により施設の長寿命化を行い、更新内容を十分に検討し事業費の抑制を図った更新計画を策定し、実施する。
- ・下水道は優先度の高い雨水整備事業を積極的に推進する。合併処理浄化槽の普及促進と啓発事業、各供用施設の接続促進を行い、生活排水処理率の目標達成を図る。
- ・雨水処理の継続的な運転管理をするため、長寿命化計画を策定し、適正な機器更新を行い、浸水防除を図る。
- ・農業集落排水施設について、施設及び機器の長寿命化を図るため、交付金を活用して最適整備構想を策定し、ライフサイクルコストの最小化と、財政負担の軽減を図る。

イ し尿処理・ごみ処理・火葬場等

- ・施設処理能力や施設の耐用年数を勘案し、加入市町と調整しながら処理体制の検討など、計画的な整備を行う必要がある。また、運用や設備における省エネ策や清掃などの委託費のコストダウンの手法を検討する。

ウ 消防防災

- ・消防施設等の適切な維持管理に努め、施設等の状況を把握し、計画的に更新又は修繕を行う。
- ・消防施設等整備計画に基づいた年度別の整備を進めるとともに、市の財政事情や整備の緊急性等を考慮した計画の見直しも併せて検討する。

エ その他

- ・敷地の狭い公営住宅は用途廃止を行い、他の公営住宅に集約する。
- ・社会経済情勢の変化などを踏まえ、市営住宅の適切な供給量・管理戸数の確保に努める。
- ・長寿命化計画の団地別、住棟別活用手法の判定において、「改善」に位置づけた団地・住棟について、改善事業を実施する。
- ・計画期間内に予定している改善事業の実施時期を調整する。今後の事業の進捗状況を踏まえ、効率的・効果的な事業計画に基づくストックマネジメントに努める。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

地域の急速な高齢化が進む中、地域社会の活性化を図り、生きがいと活力に満ちた長寿社会を形成するためには、高齢者等の保健及び福祉の向上が重要である。

過疎化が進行する地域では、高齢者が地域づくりの貴重な担い手としての役割を持つことから、引き続き、その健康づくりや生きがいづくりのための対策の推進と、地域全体が支える仕組みづくりに取り組むこととする。

(1) 現況と問題点

本市の平成27年度の高齢者数は、11,640人、高齢化率は30.3%となっており、平成17年度と比較すると、高齢者数は1,455人増加し、高齢化率は4.5ポイント上昇している。特に中山・双海地域の高齢化が著しく、中山地域では8ポイント（高齢化率46.2%）、双海地域では7.2ポイント（高齢化率43.1%）上昇している。これは、いわゆる「団塊の世代」と呼ばれる年齢層が65歳を迎えたことが大きく影響している。男性は65歳から69歳までの年齢層が1,488人、女性は60歳から64歳までの年齢層が1,599人と最も多くなっており、それ以降の世代は少子化傾向のため、いわゆる「逆ピラミッド型」の構成となっている。高齢者を支える「現役世代」の減少による負担増は、社会保障費の増大と並んで大きな問題となっている。

特に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯では、地域住民や地域活動と疎遠になりやすく、様々なサービスにつながりにくくなっている。また、認知症高齢者は、周囲の理解がないと治療や生活そのものを続けることが困難である。このような高齢化による諸問題の解決を図るためにには、社会に生きる一人ひとりが、どれだけ高齢や介護を自らのこととして捉え、考えることができるかが鍵となっている。

地域包括支援センターは、従来の介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を通し、高齢者を取り巻く課題に対応してきた。これらに加え、在宅医療・介護連携、認知症対策、生活支援サービスの体制整備といった事業が地域支援事業（包括的支援事業）に位置付けられたことから、今後は要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、介護・予防・医療・生活支援・住まいの5つのサービスを一体化し、総合的に支援することが求められている。

健康は、人が快適な暮らしを送る上での絶対条件であり、自分の健康は自分でつくるという健康志向の高まりの下、生活習慣病予防のための特定健診や従来からの健康診査を積極的に受診し、自らの健康状態を把握した上でバランスの取れた食生活、適度な運動習慣を身に付けるための指導・支援体制が必要である。

さらに、全ての市民が共に支え合い、健やかでこころ豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指し、健診受診率向上や生活習慣病予防・肝疾患対策など本市の健康課題に取り組み、市民の健康寿命の延伸を図ることが重要である。

児童福祉は、次代を担う子どもたちを、心身ともに健やかに育成し、その資質向上を図ることは極めて重要であり、特に、今日の我が国の犯罪の低年齢化の傾向から、社会全体の大きなテーマとなっている。しかし、少子化、女性の就労意欲の増大、地域連帯意識の低下など、児童を取り巻く家庭や

社会環境は、急速に変化しており、これに対応した抜本的な施策が強く求められている。このため、児童等が生き生きと学べ、遊べる環境の整備を促進し、社会性・自主性・創造性に富んだ新しい時代を担う子どもの健全な成長が図られる地域社会の形成が不可欠であり、施設整備の拡充や児童・母子等福祉サービスに関するソフト対策を中心としつつ、拠点施設の整備も視野に入れ、種々の施策を展開する必要がある。

障がい者福祉については、重要課題であり、障がい者が自立した生活を営み、個人として社会参加できるよう、保健・医療など各機関と連携を密にして、すべての人が共に生き、共に地域で自立できるノーマライゼーションの実現のため、より積極的な対策を講じることが重要である。

(2) その対策

高齢者保健福祉の増進のため、「だれもが安心して、住み慣れた地域で、健康で生きがいをもって生活できる、やすらぎとぬくもりのある伊予市の実現」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策を推進することとする。

高齢になっても、自立した生活や様々な活動を継続していくためには健康であることが必要であり、加齢による衰えを防ぐための体力づくりや、かかりつけ医に相談しながら病気の予防・早期発見・治療に努めていくことが大切である。介護予防・生活支援サービス事業では、従来のサービス体系に加え、住民主体の支援等を含めた様々なサービス提供の確保に努める。また、一般介護予防事業では、健康づくり事業や地域の自主グループ、ボランティア、民間サービス等の役割分担を踏まえ、人と人のつながりを通じて、地域の集いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを進める。生きがいづくりの推進としては、高齢者自らが社会貢献活動を行う老人クラブ活動や、これまで培った知識や技術を発揮し経済活動に関わるシルバー人材センター事業、敬老事業等の支援を行い、誰もが生きがいを持って、学び、集い、交流できる活動を支援する。

在宅医療・介護連携の推進では、医師会等と連携した地域の医療・福祉資源の把握や、在宅医療の充実、在宅医療等の連携ネットワークの構築、医療から介護への移行時連携などを行い、在宅医療ニーズに対応する体制の充実に努める。認知症対策の推進では、認知症の方やその家族を地域で支える体制づくりのために、認知症に対する正しい理解を促進する認知症サポーターの養成や、認知症の治療及び介護の道しるべとなる認知症ケアパスを普及させる。生活支援サービスの体制整備としては、サービスを担う民間企業、社会福祉法人、ボランティア等の多様な事業主体への支援を行い、高齢者の社会参加を通じて、元気な高齢者が生活支援の担い手として活躍できる地域包括ケアシステムの確立を進める。

介護保険サービスだけでなく、より身近に地域で活躍する民生委員や高齢者見守り員への相談、低所得者世帯向けの各種手当等の支給など、様々な福祉サービスをうまく組み合わせることにより、高齢者福祉の増進を図る。

- ・ 高齢化対策は、広範囲にわたる総合施策であることから、社会福祉協議会等関係団体との有機的連携の下、高齢者保健福祉計画や介護保険事業計画に沿った保健・医療・福祉の総合的な推進体制の構築を図る。
- ・ 介護予防のための把握、普及啓発を行うとともに、地域で介護予防活動を行っている者への支

援を行う。

- ・ 介護保険事業の円滑な運用を図り、住民のニーズに的確に対応するため、地域包括支援センターを強化し、介護・予防・医療・生活支援・住まいが一体となった総合支援サービス提供に努める。
- ・ 認知症サポートの養成、ホームページ等での情報提供、成年後見制度の活用支援、相談支援体制の充実、認知症ケアパスの作成など、認知症対策の推進を図る。
- ・ 高齢者見守り員や高齢者心配ごと相談事業による総合的な相談事業の推進を図るとともに、緊急通報体制や災害時要援護者支援体制を整備し、高齢者の安全・安心を図る。
- ・ 高齢者が安心して暮らせるよう、バリアフリー化を目指した福祉用具、住宅改修の支援を行う。また、高齢者安否確認見守り事業を充実させ、自立生活を助長する住まいの確保を図る。
- ・ 医療機関などとの緊密な連携の下、保健センターを拠点として保健サービス事業を強化・充実し、健康意識の普及や自己管理意識の高揚を図る。
- ・ 心疾患や脳血管疾患の原因となる糖尿病・高血圧・脂質異常症等の生活習慣病の発症及び重症化予防のため、保健事業の充実を図る。
- ・ 身体の健康だけでなく、ストレスやうつ病などこころの健康についての取組を推進する。
- ・ 将来を担う「次世代の健康」を支えるため、妊婦や子どもの健康増進に焦点を当てた取組を推進する。
- ・ 市民の健康の増進を形成する基本要素となる栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康について取組を推進する。
- ・ 寝たきりを防ぐため、救急車搬送情報の提供活用・見守り委員の活性化・医療機関との情報システムの確立などによる高齢者の健康情報を早期把握できるシステムを整備する。
- ・ 高齢者が培ってきた知識と能力を発揮し、生きがいをもって地域社会参加を促し、地域自立の担い手活動を実施する。
- ・ 心豊かに生きがいのある老年期を送るため、趣味・健康・スポーツ・文化などの学習機会の提供や老人クラブ活動、シルバー人材センター事業、いきいきサロン事業等への支援を積極的に行う。
- ・ 学校・社会教育・地域連携の下、各世代が相互扶助の精神を育み、地域一丸となった継続的、包括的な保健・福祉活動が助長できる世代間交流を推進するとともに、NPO等の育成・支援を行う。

次世代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、低年齢児保育や延長保育・一時保育など、多様化する保育サービスの充実を図る。

総合相談機能を充実させ、関係機関・団体とのネットワークの構築・連携に努め、休日・夜間における子どもの安全確認や児童虐待防止体制の強化を図る。

児童館・学童保育機能を有するコミュニティ施設の整備・有効活用により、児童の育成環境を整えるとともに、学校・行政・ボランティア団体等が連携し、地域社会全体で子どもを育てる環境づくりを推進する。

- ・ 子どもの健全育成を図るため、子どもに関する様々な問題に対して、保健・福祉・教育分野から専門的な相談・支援を行う。
- ・ 就学前児童を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況にかかわらず入園が可能で、全ての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及を推進していく。
- ・ 母子家庭・父子家庭に対する指導、援助の充実を図り、総合的な支援体制づくりを図る。

障がい者福祉の取組については、障がいのある人もない人も当たり前に生活できる地域社会の実現を目指し、障害福祉サービス等を提供するための体制を計画的に確保する。

- ・ 国の補助制度等の活用を図り、計画的に障がい者の居住の安定確保、自立支援を図る。
- ・ 障がい者の地域生活を支援するための地域生活支援拠点等を整備する。
- ・ 障がいに対する地域の理解を深められるよう、地域行事への参加など交流機会の拡充を促進する。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(1) 高齢者福祉施設 ・その他 (3) 児童福祉施設 ・児童館 ・保育所 (4) 認定こども園 (5) 障害者福祉施設 ・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 佐礼谷デイサービスセンター建設補助事業 ・ 中山三世代交流センター・集会施設建設事業 ・ なかやま農業総合センター解体工事 ・ 児童館整備 ・ 保育所整備 ・ 認定こども園整備 定員90人程度 ・ 認定こども園整備 定員105人程度 ・ 認定こども園整備 定員45人程度 ・ 障害児（者）施設等整備費補助事業 	社会福祉法人 中山梅寿会 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 社会福祉法人 又は学校法人 伊予市 社会福祉法人	

	<p>(8) 過疎地域自立促進特別事業</p>	<p>グループホーム建設 2棟</p> <p>・地域活動支援センター運営事業（ソフト） 利用者延べ3,000人程度</p> <p>・子ども医療費助成事業（ソフト）</p> <p>・障害者タクシー利用助成事業（ソフト） 対象者1,300人程度</p>	<p>伊予市</p> <p>伊予市</p> <p>伊予市</p>	
--	-------------------------	--	----------------------------------	--

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・指定管理者が行う管理運営施設において、修繕、更新が必要なものについては適宜報告を受け、維持管理に係る指示を行うとともに、計画的に修繕、更新等を実施する。
- ・特殊建築物である施設は2年に1度定期検査・報告を実施する。浄化槽、消防設備等の保守点検も実施する。
- ・障害者福祉施設は、指定管理により、建物の維持管理及び地域に開かれた施設として運営する。
- ・保健施設は、職員及び業者による定期的な点検・報告で施設の状況を把握し、必要な修繕を行い、適切な維持管理に努める。
- ・就学前の子どもに関する教育・保育や地域における子育て支援を総合的に提供する施設を備えた「認定こども園」の設置推進を支援する。
- ・未就学児の健全育成、親子の交流の場として児童館を活用する。
- ・利用者の安全部面を最優先し、遊具の安全点検とそれに伴う修繕等について毎年行う。
- ・指定管理者制度を導入し、運営コストの削減を図る。

6 医療の確保

市民が心身ともに健康な生活を送るためには、まず医療施設の確保が基本条件である。高齢化が進行する地域の現状に相応した施設の充実を図り、生きがいと活力に満ちた社会の中で、患者ニーズの高度化・多様化に対応しながら、患者や高齢者等が安心して暮らせる医療体制を整備するものとする。

(1) 現況と問題点

本市の医療施設については、病院・診療所等が43施設あり、合わせて334病床を有している。伊予地域では34施設（うち歯科11施設）を有し、大半がこの地域に集中しているのが現状である。中山地域では5施設（うち歯科2施設）を有し、直営の国保歯科診療所が1施設設置されているのが特徴である。双海地域では4施設（うち歯科2施設）を有し、地域に密着した医療サービスを提供している。

しかし、急速な少子高齢化や疾病構造の変化、医療機能の分化が進む中で、市民の医療に対する安心・信頼の確保が求められている。県が策定した第6次愛媛県地域保健医療計画を基に、医療が効率的に提供される体制を構築していく必要がある。

(2) その対策

市民一人ひとりが、生涯を通じて健康で心豊かに生活できるよう福祉・保健・医療の連携を強化し、市民の健康管理意識の高揚と自主的な健康づくりの推進に努める。

総合的な健康管理情報システムの構築、保健センター機能の強化、また、専門職員の能力を最大限に活用し、乳幼児から高齢者までのライフステージに応じた保健サービスの充実に努める。

また、市全域の一体性の確保と保健・福祉等の充実を図るため、複合施設としての総合保健福祉センターを拠点とし、医療ニーズの高度化・多様化に対応するため、関係機関と連携しながら地域医療の充実・救急医療体制の整備に努める。

- ・ 中山・双海地域でも、より身近で充実した医療サービスが受けられるよう医療体制を整備する。
- ・ 健康に関する意識の啓発、健康診査の実施、栄養・保健指導などによる生活習慣病の予防活動を推進し、一人ひとりの健康づくりをサポートする。
- ・ 高齢者の予防医療の充実による疾病の早期発見・早期治療を推進する。
- ・ 大規模災害・医療の安全・感染症などに対応できる体制の充実を図る。

(3) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 中山・双海地域にある診療施設は、どの施設も地域医療を支える施設として重要な役割を有していることから、今後も施設の存続が不可欠であり、利用者及び施設職員の安全に配慮した計画的な維持修繕を行う。

7 教育の振興

生きがいづくり・自己実現の要求に対応するため、市民の一人ひとりに「いつでも・どこでも・だれでも」学習機会が得られ、生涯学習としての幼児・学校・社会教育を機能的に連携させる必要がある。

こうしたニーズに対する学習推進体制の整備充実を図ると同時に、自由な個人学習の発展により、郷土に誇りを持ち、地域社会への主体的な参加をとおして、様々な地域課題に取り組むことのできる人材を育成し、地域の活性化をめざすものとする。

(1) 現況と問題点

ア 幼児教育

市内には、市立幼稚園が4園・私立幼稚園が1園・市立保育所が9園・私立保育所が1園・私立小規模保育所が3園設置されており、社会構造の変化とそれに伴う家庭環境や幼児の態様に配慮しつつ、それぞれの地域の実情と特性に応じた幼児教育が展開されている。しかし、入所希望者が定員を大幅に上回る施設もあれば、反対に10人を割るような施設もあり、その立地条件等により入所率が著しく異なっている。地域の実情に応じながらも、効率性、効果性などを考慮し、統廃合も視野に入れながら、老朽化した施設の計画的な整備の検討が必要である。

こうした現状において、より充実した教育・保育環境を創出するためにも、あらゆる児童福祉施策と連携しながら施設及び設備の整備を推進する一方、従来の枠組みに捉われない新たな教育システムを確立する必要がある。

イ 学校教育

地域の将来を担う子どもたちは、地域の宝であり、子どもたちが夢と地域への誇りを持ち続けることができるよう、教育環境を整備することが地域の責務である。

市内には、小学校9校、中学校4校が設置され、校舎などの耐震改修等は完了したものの、非構造部材の耐震対策や老朽化による大規模改修等が求められており、今後、計画的に整備を進めていく必要がある。また、少子化傾向による子どもの減少は深刻な現状にあり、特に、中山地域の佐礼谷小学校と双海地域の翠小学校は複式学級であり、児童の減少が著しい。

価値観の多様化・情報化社会の進展・コミュニティ意識の希薄化等教育にかかわる環境の変化により、様々な問題が生じている。これらを解決するため、学校と家庭や地域のより緊密な連絡、協力体制の確立や児童・生徒間及び教職員と児童・生徒間の信頼関係の確立等を図る必要がある。

学校給食では、伊予地域は自校方式を、中山・双海地域はセンター方式で運営していたが、老朽化の著しい施設が多いこと、運営方式に差異があること、さらに、児童の急激な減少による効率性など多くの問題を抱えていたことから、7調理場を1センターに統合をする整備事業に着手し、平成28年9月から運用を開始した。

ウ 社会教育

近年、生活水準の向上や余暇・自由時間の増大などとともに、自分らしいライフスタイルを求める傾向は、ますます強くなっている。また、地域をめぐる新たな動きが活発化しており、社会教育・生涯教育を通じた自己実現や地域活動の実践に対する希求は一段と高まっている。

今後は、保健・福祉・学校教育など広範な分野との連携を図り、民間活力等を取り入れながら人的体制の強化と社会教育関連施設の整備・充実を図り、生涯学習社会の構築に努めることが必要である。なお、これらの推進に当たっては、高度な視野と幅広いネットワークを有した地域リーダーが不可欠であり、各種研修の機会や交流の場を通じ、明日の地域を担う人材の育成に努めることも重要である。

(2) その対策

学校教育においては、教育内容の充実と教育諸条件の整備を図り、一人ひとりの子どもの個性と人権を重視し、豊かな心・確かな学力・たくましい健康や体力など「生きる力」を身に付けた人材を育てる。

また、幼児・児童生徒の健全育成を目指し、家庭・地域社会・警察等関係諸機関との連携を深め、安全・安心な学校づくりに努める。

さらに、学校生活の基盤となる校舎・体育館等の教育施設・設備の充実・統廃合を多様な視点から総合的に判断し推進する。

- ・ 地域に応じた特色ある幼児教育を行うため、教育課程の検討充実に努めるとともに、幼児教育にふさわしい環境整備や必要とされている教材・教具の導入を図る。
- ・ 児童の健やかな育成を助長するため、家庭教育学級の開催や教育の指導、相談体制の充実に努め、家庭内教育機能の向上を図る。
- ・ 世代間交流、異年齢児交流など様々な交流事業を推進し、思いやりのある人間形成を図る。
- ・ 一人ひとりの適正・能力に応じた教育方法の検討や導入、教育機器・教材の整備充実に努め、個性を重視した教育を推進する。
- ・ 幼児期からの基礎的な教育の充実はもとより、高度情報化時代の視点に立った多面的な教育を推進する。
- ・ 郷土意識を育み高めるため、ふるさと体験学習や地域学習の導入を図り、地域に根ざした教育システムの確立を目指す。
- ・ 地域レベルでの活動を支援するため、地域単位での優秀な指導者の育成・確保に努める。
- ・ 女性団体・愛護班など各種団体活動等の育成・支援を積極的に行うとともに、団体間交流の推進・連帯感の強化を図る。
- ・ 学習ニーズに対応するため、関係機関及び施設とのネットワーク化により、生涯学習カリキュラムの構築を図る。
- ・ 子ども達の豊かな学習や生活を支える各学校施設・設備の整備・充実については、計画的な

整備を進めるとともに、食育や地産地消を取り入れた給食センターの運営に努める。

家庭・地域の教育力を高めるとともに、学校との連携を一層強化して豊かな心と個性を育み、市民一人ひとりが活き活きと心豊かに生きるために必要な知識などを「いつでも・どこでも・だれでも」主体的に学べるよう、生涯学習を総合的に推進する。

そして、市民の学習成果がまちづくりに活かされ、さらに行政との協働により「生涯学習によるまちづくり」に発展していく仕組みづくりに努める。

- ・ 行政各部門・各種団体・組織などとの連携により、生涯学習推進体制の確立を目指す。
- ・ 人材育成事業の拡充を図り、高度な視野と幅広い識見を兼ね備えた、明日の地域を担うリーダーの育成に努める。
- ・ 地域の学習やコミュニティ活動を高めるための拠点である集会施設・体育施設等の環境を整備するとともに、生涯学習を通じ、地域の自主性や自立を高め、地域全体の教育力を高める。
- ・ 学習意欲の向上と的確な情報提供併せて市民の文化意識の醸成を図るため、コミュニティ・レクリエーション機能を持ち合わせた施設整備を推進し、市民参画の運営を支援する。

すべての市民が生涯にわたり健康に過ごすために、気軽にスポーツやレクリエーションに親しめる場や機会を充実させるとともに、スポーツ団体の育成や地域での活動を支援する。

また、市民の競技力の向上を図るため、各種大会を開催するとともに、高度な競技大会を誘致し、スポーツに対する関心を高める。

- ・ 各種のスポーツ活動をサポートするインストラクターの育成と確保を図り、スポーツ人口の拡大とスポーツ活動を助長する。
- ・ 社会体育関係団体及び体育協会の活動支援を積極的に行い、団体の自主性や自立を高め、地域全体の体育・スポーツ活動意欲を高める。
- ・ 地域の身近な社会体育施設である学校教育施設を整備するとともに、いつでも、どこでも、手軽に運動やスポーツができる安全で利用しやすい社会体育施設の整備、充実を図る。
- ・ 幼児期から高齢者になってもスポーツに親しむための機会や環境を拡充し生涯スポーツ活動を定着・推進する。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 • 校舎 • 屋内運動場 (2) 幼稚園 (3) 集会施設、体育施設等 • 体育施設 (4) 過疎地域自立促進特別事業	• 由並小学校校舎外壁改修 • 郡中小学校屋内運動場外壁改修 • からたち幼稚園改築 園舎改築 A=800m ² • 長沢体育館耐震補強 A=1,074m ² • 永木体育館耐震補強 A=650m ² • 下灘ふれあい館解体工事（ソフト） RC造 A=1,947.45m ²	伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- 幼稚園については、早期の改築あるいは安全面を考慮した上で、施設の計画的な修繕を実施し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図る。
- 小中学校については、現状の体制を当分の間、維持する。
- 施設の安全面を考慮した上で、施設の計画的な修繕を実施し、長期的なライフサイクルコストの縮減を図る。
- 地域の学習やコミュニティ活動を高めるための拠点である集会施設等の環境を整備するとともに、生涯学習を通じ、地域の自立性や自立を高め、地域全体の教育力を高める。
- 学習意欲の向上と的確な情報提供併せて市民の文化意識の醸成を図るため、コミュニティ・レクリエーション機能を持ち合わせた施設整備を推進し、市民参画の運営を支援する。
- 市民ホール、図書館等を集約した複合施設を整備する。
- 指定管理施設については、効率的な運営を促し、コストダウンを図るとともに、適正な経費の把握に努め、指定管理料に反映していく。
- 社会教育集会所は、その目的を達したものとし、地元へ無償譲渡を検討する。
- 社会教育施設については、その目的を明確にするとともに、利用見込みのない施設については解体し、施設総量を縮減する。

8 地域文化の振興等

地域の歴史と風土から生まれた伝統芸能を始めとする民俗文化を生かしながら、過疎地域の持つ新たな魅力へと整備し、地域の特性や個性を後世に伝えることで、郷土愛や誇りを育て、新しい地域文化を創造する。そして、高齢者の社会参画の機会の創出や世代間交流を促進し、人々の心を豊かに個性あふれるふるさとづくりを進め、地域や集落の活性化に向けた活用を図るものとする。

(1) 現況と問題点

先人が築き、継承してきた文化遺産は、郷土の歴史・文化に対する正しい理解と先人への敬愛心を醸成するためにも重要であり、今後もさらに、後世へ保護・継承を図っていく必要性があることから、文化財の保存・整備と市民の文化財保護に対する意識啓発を推進することが大事である。

また、各地域に伝わる伝説・民話や農村社会が持つ民俗文化などに着目し、保存・継承することにより、地域コミュニティの醸成や歴史・文化に根ざした地域づくりの原動力とする必要もある。

文化財保護審議会委員を中心として、それぞれの地域で文化財の保護・継承のための活動が展開されているが、この活動や体制に対する支援をより一層強化すると同時に、案内板やふるさとマップの設置・資料収集・展示スペースの確保などに努めることも必要である。

このような伝統的な文化だけでなく、夕焼けプラットホームコンサート等に象徴される新しい文化の創造に対する住民意識も大いに高まっており、将来に向けての明るい展望が開けている。

(2) その対策

今まで伝承してきた文化財や伝統芸能などを保存し、有効に活用しながら市民のふるさと意識の醸成を図る。

また、文化・芸術の担い手である市民や団体の主体的な取組を支援し、特色ある市民文化の創造を目指す。

さらに、国際化の進展に対応するため、すべての市民が異文化を理解し尊重できるよう様々な交流活動を支援する。

- ・ 地域固有の文化遺産を後世に伝承するため、学術的調査に基づく正しい保存と積極的な公開及びその活用に努める。
- ・ 文化財保護保存団体等への支援を強化するとともに、住民の文化財に対する愛護精神の高揚を図る。
- ・ 各種文化財の案内板やふるさとマップ等を整備し、文化財に親しみ学習する機会の創出に努める。
- ・ 伝統的家屋の保存や復元を行い、歴史文化を享受できる地域の空間として活用を図っていく。
- ・ 感性豊かな人間性を育むとともに、住民の芸術・文化に対する意欲を高め、活動を促進し、芸術・文化などのイベントやコンサート等を積極的に開催・支援する。

9 集落の整備

地域社会の基礎は、集落の持つ共助の精神により成り立ってきたが、生活様式の都市化や過疎化の影響により、その機能は急速に弱体化の一途をたどり、地域の貴重な共存機能が失われている。

本市の活性化・地域の自立促進のためには、集落機能の維持・振興を命題と捉え、住民主体による地域づくりが進行するよう、自発的な活動を支援する仕組みづくりへ向けた施策を展開するものとする。

(1) 現況と問題点

本市は、50の広報区(伊予地域：32広報区、中山地域：9広報区、双海地域：9広報区)で構成されており、60数世帯の集落から1,000世帯を超える集落までばらつきがある。

中山・双海地域では、ほとんどの集落が若者の流出と高齢化といった共通の問題を抱えており、機能的な自治活動・コミュニティ活動・農山村特有の共同連帯感の維持など、集落機能を維持していくことが困難な集落もできつつある。しかし、集落のほとんどは、集会所や有線放送などが整備され、地域内のつながりは非常に密であり、集落内のコミュニティ活動は活発に行われており、平成20年度には中山町佐礼谷地区において、住民自治されだにが発足して、行政に頼らない地域の住民自治組織が誕生した。ただこれに続く住民自治組織はまだない。

平成23年度から総務省所管の地域おこし協力隊制度を活用し、都市地域から地域おこし協力隊員に居住してもらい、地域ブランドの開発や移住促進に力を注いでいる。移住フェア等のPRにより、少しづつではあるものの移住が進み始めている。

このような現状を踏まえ、地域活性化の牽引力である若者や都市部に住む方の定住を促進するため、居住環境整備はもとより、在住者や在住希望者それぞれの意識やニーズを十分に掌握し、具体的対策を講じることが急務となっている。

(2) その対策

地方分権と少子高齢社会に対応するため、地域における新たな住民自治の推進に向けた対話をを行う。引き続き地域おこし協力隊の協力による伊予市のPRや住民の生活支援などを進めるとともに、隊員が地域協力活動を行った後、地域への定住・定着してもらえる取組を進める。

UIJターンを促進するため、地域の合意と協力の元、空き民家の借り上げや改修などを行い、都市部からの受け入れ体制づくりに取り組む。また、移住促進のPRとして、地域の魅力や生活関連情報など、効果的に提供する体制を確立していく。

- ・ 住民自治の組織化が進まない現状と課題を洗い出し、集落の問題を自らの課題として捉え、住民主体による地域づくりが進むよう、住民説明を通じた理解と設置を求める。
- ・ 引き続き「地域おこし協力隊」制度を利用し、地域外の人材を積極的に誘致し、その定住・定着を図りながら、地域力の維持・強化を図っていく。
- ・ 移住・定住を促進するため、空き家の活用を積極的に進め、受入体制づくりに取り組む。
- ・ 若者の定住を促進する優良賃貸住宅の整備を推進し、良好な街並みの形成や美しい景観の創

出を図るなど、潤いのある住環境整備を行う。

- ・ 民営住宅の建設等民間活力の導入促進など、遊休農地などの土地利用の問題解消と併せて積極的な誘導と促進策を展開し、持ち家志向等の需要への対応に努める。
- ・ 定住促進住宅及び団地の整備に当たっては、自治活動・コミュニティ活動等の集落機能に留意し、現在集落との調和を図りながら基礎的条件の整備を推進する。
- ・ 市道及び生活道路など生活基盤の整備を進めながら住民が集落への愛着を高められるよう、豊かな集落の創造に努める。

(3) 計画（平成28年度～32年度）

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	・ 移住・定住に関する推進体制整備支援事業（ソフト） 空き家改築N=15 ・ 移住希望者等に対する情報発信事業（ソフト）	伊予市 伊予市	

事業計画（平成28年度～32年度）過疎地域自立促進特別事業分

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9) 過疎地域自立促進特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ‣ 双海中山商工会商品券発行事業（ソフト） ‣ 商工会等地域活性化支援事業（ソフト） 得する街のゼミナール地域活性化事業 ‣ 伊予市景気動向調査事業 ‣ 独身者交流事業 ‣ 創業支援事業（ソフト） ‣ なかやま栗まつり共催野外音楽広場イベント開催事業（ソフト） ‣ 伊予市観光協会イベント事業（ソフト） ‣ 伊予市トライアスロン大会事業（ソフト） 	双海中山 商工会 伊予商工 会議所 伊予市商業 協同組合 双海中山 商工会 伊予市観 光協会 伊予市観 光協会 伊予市観 光協会	
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ‣ 地域公共交通システム対策事業（ソフト） 地域公共交通システム計画策定・運行 ‣ 地域公共交通システム対策基金（ソフト） 基金の積み立て 	伊予市 伊予市	
3 生活環境の整備	(7) 過疎地域自立促進特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ‣ 自主防災組織育成（ソフト） ‣ 自治会組織等防犯灯設置（ソフト） ‣ 佐礼谷ふれあいプラザ解体工事（ソフト） ‣ 中山老人憩の家解体工事（ソフト） ‣ なかやま淡水魚養殖施設解体工事（ソフト） 	伊予市 伊予市 伊予市 伊予市 伊予市	木造瓦葺2階建 建物床面積57.7m ²

			取水施設V=40m ³		
4 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域自立促進特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動支援センター運営事業（ソフト） 利用者延べ3,000人程度 ・子ども医療費助成事業（ソフト） ・障害者タクシー利用助成事業（ソフト） 対象者1,300人程度 ・下灘ふれあい館解体（ソフト） RC造 A=1,947.45m² 	伊予市	伊予市	伊予市
6 教育の振興	(4) 過疎地域自立促進特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移住・定住に関する推進体制整備支援事業（ソフト） 空き家改築N=15 	伊予市	伊予市	伊予市
8 集落の整備	(2) 過疎地域自立促進特別事業	<ul style="list-style-type: none"> ・移住希望者等に対する情報発信事業（ソフト） 	伊予市		